

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| 昭和三十七年法律第六十六号 | | 目次 |
| | | 国税通則法 |
| 第一章 総則 | | |
| 第一節 通則（第一条—第四条） | | 第二節 国税の納付義務の承継等（第五条—第九条の三） |
| 第二節 期間及び期限（第十条—第十一条） | | 第三節 送達（第十二条—第十四条） |
| 第四節 国税の納付義務の確定 | | 第二章 国税の納付義務の確定 |
| 第二節 通則（第十五条・第十六条） | | 第二節 申告納税方式による国税に係る税額等の確定手続 |
| 第一款 納税申告（第十七条—第二十二条条） | | 第一款 納税申告（第十七条—第二十二条条） |
| 第二款 更正の請求（第二十三条） | | 第二款 更正の請求（第二十三条） |
| 第三款 十条）更正又は決定（第二十四条—第三十条） | | 第三款 十条）更正又は決定（第二十四条—第三十条） |
| 第三章 第三節賦課課税方式による国税に係る税額等の確定手続（第三十一条—第三十五条三条） | | 第三章 国税の納付及び徵收 |
| 第一節 国税の納付（第三十一条—第三十五条条） | | 第一節 国税の納付（第三十一条—第三十五条条） |
| 第二節 国税の徵收 | | 第二節 国税の徵收 |
| 第一款 納税の請求（第三十六条—第三十九条） | | 第一款 納税の請求（第三十六条—第三十九条） |
| 第二款 滞納処分（第四十一条） | | 第二款 滞納処分（第四十一条） |
| 第三款 雜則（第四十一条—第四十五条） | | 第三款 雜則（第四十一条—第四十五条） |
| 第四章 納税の猶予及び担保 | | 第四章 納税の猶予（第四十六条—第四十九条） |
| 第一節 納税の猶予（第四十六条—第四十九条） | | 第一節 納税の猶予（第四十六条—第四十九条） |
| 第二節 担保（第五十条—第五十五条） | | 第二節 担保（第五十条—第五十五条） |
| 第五章 国税の還付及び還付附加算金（第五十六条—第五十九条） | | 第五章 国税の還付及び還付附加算金（第五十六条—第五十九条） |
| 第六章 附帯税 | | 第六章 附帯税 |
| 第一節 延滞税及び利子税（第六十一条—第六十四条） | | 第一節 延滞税及び利子税（第六十一条—第六十四条） |
| 第二節 加算税（第六十五条—第六十九条） | | 第二節 加算税（第六十五条—第六十九条） |
| 第七章 国税の更正、決定、徵收、還付等の期間制限 | | 第七章 国税の更正、決定、徵收、還付等の期間制限 |
| 第一節 国税の更正、決定等の期間制限（第七十一条—第七十二条） | | 第一節 国税の更正、決定等の期間制限（第七十一条—第七十二条） |
| 第二節 国税の徵收権の消滅時効（第七十三条） | | 第二節 国税の徵收権の消滅時効（第七十三条） |
| 第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条） | | 第三節 還付金等の消滅時効（第七十四条） |
| 第八章 不服審査及び訴訟 | | |
| 第一節 不服審査 | | 第一節 不服審査 |
| 第一款 総則（第七十五条—第八十条） | | 第一款 総則（第七十五条—第八十条） |
| 第二款 再調査の請求（第八十一条—第八十六条） | | 第二款 再調査の請求（第八十一条—第八十六条） |
| 第三款 審査請求（第八十七条—第一百三十三条） | | 第三款 審査請求（第八十七条—第一百三十三条） |
| 第四款 雜則（第一百四条—第一百十三条规定） | | 第四款 雜則（第一百四条—第一百十三条规定） |
| 第七章の二 行政手続法との関係（第七十四条の十四） | | |
| 第七章 第一節 訴訟（第一百四条—第一百六十六条） | | |
| 第九章 雜則（第一百七十七条—第一百二十一条） | | 第九章 雜則（第一百七十七条—第一百二十一条） |
| 第十章 罰則（第一百二十六条—第一百三十条） | | 第十章 罚則（第一百二十六条—第一百三十条） |
| 第十一章 犯則事件の調査及び処分（第一百三十二条—第一百三十四条） | | 第十一章 犯則事件の調査及び処分（第一百三十二条—第一百三十四条） |
| 第一節 犯則事件の処分（第一百五十五条—第一百六十条） | | 第一節 犯則事件の処分（第一百五十五条—第一百六十条） |
| 附則 | | |
| 第一章 総則（目的的） | | 第一章 総則（目的的） |
| 第一節 通則（目的的） | | 第一節 通則（目的的） |
| 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 | | |
| 一 國税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。 | | |
| 二 源泉徴収等による国税 源泉徴収に係る所得税及び国際観光旅客税法（平成三十年法律第十六号）第二条第一項第七号（定義）に規定する特別徴収に係る国際観光旅客税（これららの税に係る附帯税を除く。）をいう。 | | |
| 三 消費税等 消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税及び石油石炭税をいう。 | | |
| 四 附帯税 国税のうち延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税をいう。 | | |

五 納税者 国税に関する法律の規定により国

ヘホニ納付すべき税額
還付金の額に相当する税
ニの税額の計算上控除す

金の額の計算の基礎となる税額

七 法定申告期限　国税に関する法律の規定により納税申告書を提出すべき期限をいう。

八 法定納期限 国税に関する法律の規定により国税を納付すべき期限（次に掲げる国税に

ついては、それぞれ次に定める期限又は日を以て。二の場合ておいて、第三十九条第二項

をいふ場合において、第三十九条第一項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限

及び所得税法若しくは相続税法の規定による
延納（以下「延納」という。）、第四十七条第

一項（納税の猶予の通知等）に規定する納税の猶予又は徵収告げ（（く）は帶納処分）に關する猶

の猶予又は徴収若しくは滞納処分に関する猶予に係る期限は、当該国税を納付すべき期限

に含まれないものとする。
イ 第三十五条第二項（日吉内脱行式）

第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき國

税 その国税の額をその国税に係る期限内
日 告書に記載されしと内付すべき税額にて定

申告書に記載された総付すべき税額とみなして国税に関する法律の規定を適用した場

合におけるその国税を納付すべき期限
國税に關する法律の規定により國税を内

日本税に関する法律の規定により日本税を納付すべき期限とされてい日後に納税の告

知がされた国税（ハ又はニに掲げる国税に該当するものを除く。）当該期限

八
国税に関する法律の規定により一定の事

実が生じた場合に直ちに徴収するものとされてゐる試験課税方式による国税 当該事

れています。賄議費税方式による国税

二 附帶税 その納付又は徵收の基因となる
國税と内付十ドミ期限(当該國税ボイド)。

国税を納付すべき期限（当該国税がいかにまでに掲げる国税に該当する場合には、

それぞれ當該國税に係るイからハまでに掲
げら朝艮（也而說ニ系る過）ヨ旨印算說、

に在る期限（地価税は係る過少申告加算税無申告加算税及び第三十五条第三項に規定する

する重加算税については、先に到来する期
限（又は日）

九 陞) 又は 日)
課税期間 国税に関する法律の規定により

国税の課税標準の計算の基礎となる期間（課税資産の譲渡等）（消費税法、昭和六一三五六二年六月二日施行）

（消費税法（昭和六十三年法律第八号）第一条第一項第九号（定義）に

規定する課税資産の譲渡等をいい、同項第八号の二に規定する譲受人

号の二に規定する特定資産の譲渡等に該当するものを除く。第十五条第二項第七号（納税義務者の成立及び二つ内計一二種免額の確定）

義務の成立及びその納付すべき税額の確定

において同じ。) 及び特定課税仕入れ(同法第五条第一項(納稅義務者)に規定する特定課税仕入れをいう。同号において同じ。)に課される消費税(以下「課税資産の譲渡等に係る消費税」という。)については、同法第十九条(課税期間)に規定する課税期間)を十強制換価手続滞納処分(その例による处分を含む)、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続及び破産手続をいう。

(人格のない社団等に対するこの法律の適用)

第三条 法人でない社団又は財團で代表者又は管理人の定めがあるもの(以下「人格のない社団等」という。)は、法人とみなして、この法律の規定を適用する。

(他の国税に関する法律との関係)

第四条 この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めによることによる。

第二節 国税の納付義務の承継等(相続による国税の納付義務の承継)

第五条 相続(包括遺贈を含む。以下同じ。)があつた場合には、相続人(包括受遺者を含む。以下同じ。)が

この法律に規定する事項で他の国税に関する法律に別段の定めがあるものは、その定めによることによる。

(他の国税に関する法律との関係)

第六条 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併に

より消滅した法人(以下「被合併法人」といいう。)に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは徵收されるべき国税を納める義務を承継する。

(人格のない社団等に係る国税の納付義務の承継)

第七条 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継した場合には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、

又はその人格のない社団等が納付し、若しくは徵收されるべき国税(その承継が権利義務の一部についてされたときは、その国税の額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうちにその法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算した額の国税)を納める義務を承継する。

(信託に係る国税の納付義務の承継)

第七条の二 信託法(平成十八年法律第八号)第五十六条第一項各号(受託者の任務の終了事由)に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新たなる受託者(以下この項及び第六項において「新受託者」という。)が就任したときは、当該新受託者は当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは徵收されるべき国税(その納める義務が信託に係る国税の更正、決定等の期間制限)第七章第一节(国税の調査)及び第十一章(犯則事件の調査及び処分)を除き、以下同じ。)を納める義務を承継する。この場合において、相続人が限定承認をしたときは、その相続人は、相続によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

第八条 国税に関する法律の規定により国税を連帶して納付する義務については、民法第四百三十六条、第四百三十七条及び第四百四十五条から第四百四十五条まで(連帯債務の効力等)の規定を準用する。

(共有物等に係る国税の連帶納付義務)

第九条 共有物、共同事業又は当該事業に属する財産に係る国税は、その納税者が連帶して納付する義務を負う。

(法人的合併等の無効判決に係る連帶納付義務)

第九条の二 合併又は分割(以下この条において「合併等」という。)を無効とする判決が確定した場合には、当該合併等をした法人は、合併後

存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納稅義務(第十五条第一項(納稅義務の成立及びその納付すべき税額の確定)に規定する納稅義務をいう。次条において同じ。)の成立した国税(その附帯税を含む。)について、連帶して納付する義務を負う。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定によるその相続分により按分して計算した額とする。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により計算を承継する。

2 受託者が二人以上ある信託において、その一人の任務が信託法第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、前項の規定によつて得た財産の限度においてのみその国税を納付する責めに任ずる。

3 前項前段の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人が同項前段の規定により承継する国税の額は、同項の国税の額を民法第九百条から第九百二条まで(法定相続分・代襲相続人の相続分・遺言による相続分の指定)の規定によるその相続分により按分して計算した額とする。

4 前項の場合において、相続人のうちには、その前項の場合は、その前項の規定により計算した額とする。

5 第一項又は第二項の規定により国税を納める義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された国税を納める義務を負う。ただし、当該国税を納める義務について、信託法第二十一条第二項(信託財産責任負担債務の範囲)の規定により、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うときは、この限りでない。

6 新受託者は、第一項の規定により国税を納める義務を承継した場合には、信託財産に属する財産のみをもつて、その承継された国税を納める義務を履行する責任を負う。

(国税の連帶納付義務についての民法の準用)

7 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

(期間の計算及び期限の特例)

第十条 国税に関する法律において日、月又は年をもつて定める期間の計算は、次に定めるところによる。

一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期初が午前零時から始まるときは、又は国税に

期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月にその

成立する日がないときは、その月の末日に満了する。

した国税の額を超える者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として、他の相

続人が前二項の規定により承継する国税を納付する責めに任ずる。

(法人的分割に係る連帶納付の責任)

第十九条の三 法人が分割(法人税法第二条第十二条第十(定義)に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。)をした場合には、

当該分割により事業を承継した法人は、当該

受託者が納付し、若しくは徵收されるべき国税を納める義務を承継する。

4 受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継した法人は、当該分割をした受託者である法人に課されべき、又は当該分割をした受託者である法人が納付し、若しくは徵收されるべき国税を納める義務を承継する。

5 第一項又は第二項の規定により国税を納める義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者は、自己の固有財産をもつて、その承継された国税を納める義務を負う。ただし、当該国税を納める義務について、信託法第二十一条第二項(信託財産責任負担債務の範囲)の規定により、信託財産に属する財産に連帶する信託財産限定責任負担債務を承継する。

6 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

7 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

8 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

9 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

10 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

11 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

12 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

13 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

14 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

15 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

16 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

17 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

18 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

19 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

20 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

21 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

22 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

23 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

24 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

25 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

26 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

27 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

28 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

29 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

30 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

31 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

32 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

33 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

34 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

35 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

36 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

37 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

38 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

39 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

40 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

41 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

42 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

43 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

44 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

45 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

46 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

47 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

48 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

49 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

50 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

51 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

52 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

53 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

54 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

55 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

56 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

57 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

58 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

59 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

60 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

61 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

62 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

63 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

64 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

65 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

66 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

67 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

68 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

69 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

70 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

71 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

72 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

73 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

74 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

75 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

76 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

77 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

78 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

79 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

80 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

81 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

82 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

83 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

84 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

85 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

86 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

87 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

88 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

89 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

90 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

91 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

92 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

93 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

94 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

95 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

96 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

97 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

98 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

99 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

100 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

101 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

102 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

103 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

104 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

105 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

106 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

107 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

108 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

109 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

110 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

111 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

112 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

113 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

114 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

115 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

116 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

117 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

118 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

119 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

120 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

121 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

122 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

123 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

124 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

125 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

126 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

127 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

128 第一項の規定により国税を連帶して納付する義務を履行する責任を負う。

129 第一項の

税地を所轄する税関長に提出しなければならない。この場合においては、第十七条から第十九条まで（納税申告）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」とする。

（郵送等に係る納税申告書等の提出時期）

第二十二条 納税申告書（当該申告書に添付すべき書類その他当該申告書の提出に関連して提出するものとされるいる書類を含む）その他の国税税庁長官が定める書類が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明瞭ないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準とした場合にその日に相当するものと認められる日）にその提出がされたものとみなす。

第二款 更正の請求

（更正の請求）

第二十三条 紳税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第二号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

二 前号に規定する理由により、当該申告書に記載した純損失等の金額（当該金額に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に關し更正があつた場合には、更正通知書）に純損失等の金額の記載がなかつたとき。

三 第一号に規定する理由により、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額（当該

後の税額）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に關し更正があつた場合には、更正通知書）に還付金の額に相当する税額の記載がなかつたとき。

（税額の記載がなかつたとき）

第二十五条 紳税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合に提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。には、同項の規定にかかるわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求（以下「更正の請求」という。）をすることができる。

（更正の請求）

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決（判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。）により、その事実が当該計算の基礎としたところとなることが確定したとき、その確定した日の翌日から起算して二月以内

（再更正）

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に當つてその申告をし、又は税額等の計算に當つてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされてゐた所得その他の課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき、当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内

（再更正）

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき、当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

（再更正）

四 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

五 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

六 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

七 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

八 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

九 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十一 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十二 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十三 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十四 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十五 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十六 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十七 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十八 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

十九 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十一 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十二 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十三 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十四 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十五 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十六 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十七 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十八 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

二十九 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十一 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十二 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十三 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十四 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十五 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十六 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十七 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十八 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

三十九 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十一 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十二 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十三 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十四 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十五 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十六 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十七 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十八 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

四十九 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

五十 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）

五一 その他の請求をする理由、当該請求をするに至つた事

（再更正）</

2 いて「現在の納税地」という。)を所轄する税務署長が行う。

書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税義務の成立の時）後に、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる事項を決定する。

一 課税標準申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された課税標準が税務署長の調査したところと同じであるとき。

〔現在の納稅地〕といふ。)を所轄する稅務署長が行う。

卷之三

(納付の手続) 第二節 国税の納付

4
前項の規定により税關長が賦課決定を行う場合において、当該賦課決定が消費稅法第八条第三項（輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る免稅）の規定により直ちに徵收する消費稅に係るものであるときその他政令で定めるとときは、前項の規定により読み替えて適用される前条第三項又は第四項の規定による賦課決定通知書又は納稅告知書の送達に代え、当該職員に口頭で当該賦課決定の通知をさせることができ

第三十四条 国税を納付しようとする者は、その税額に相当する金銭に納付書（納税告知書の送

| | |
|---|---|
| 4 | 前二項に規定する税務署長は、更正又は決定をした後、当該更正又は決定に係る国税について既に適法に、他の税務署長に対し納税申告書が提出され、又は他の税務署長が決定をしていたため、当該更正又は決定をすべきでなかつたものであることを知つた場合には、遅滞なく、当該更正又は決定を取り消さなければならない。 |
| 4 | 輸入品に係る申告消費税等についての更正又は決定は、第一項の規定にかかわらず、当該消費税等の納税地を所轄する税関長が行う。この場合においては、第二十四条から第二十六条まで（更正・決定）又は第二十八条（更正又は決定の手続）の規定の適用については、これらの規定中「税務署長」とあるのは、「税関長」と |
| 3 | 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号に掲げる場合にあっては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。 |
| 3 | 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書（第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。 |
| 2 | 税務署長は、前項又はこの項の規定による決定をした後、その決定をした課税標準（前項第一号に掲げる場合にあっては、同号の課税標準申告書に記載された課税標準）又は納付すべき税額が過大又は過少であることを知つたときは、その調査により、当該決定に係る課税標準及び納付すべき税額を変更する決定をする。 |
| 2 | 第一項の規定による決定は、税務署長がその決定に係る課税標準及び納付すべき税額を記載した賦課決定通知書（第一項第一号に掲げる場合にあつては、納税告知書）を送達して行なう。 |

**第三節 賦課課税方式による国税に係る
税額等の確定手続**

(累免票準申告)

て行なう。

一 その決定前の課税標準及び納付すべき税額

第三十一条 賦課課税方式による国税の納稅者は、國税に関する法律の定めるところにより、その國税の課税標準を記載した申告書をその提出期限までに税務署長に提出しなければならない。

第二十二条 第二十二条第一項（納稅申告書の提出先）及び第二十二条（郵送等に係る納稅申告書等の提出時期）の規定は、前項の申告書（以下「課税票（申告書）」という。）について準用する。

三 その決定前の納付すべき税額がその決定により増加し、又は減少するときは、その増加し、又は減少する納付すべき税額

5 **第二十七条** 第二十七条（国税庁又は国税局の職員の調査に基づく更正又は決定）、第二十八条第三項後段（決定通知書の附記事項）及び第二十九条（更正等の効力）の規定は、第一項又は第二項の規定による決定（以下「賦課決定」という。）につき準用する。

(賦課決定) 「**税務署長**」といふことは、**税務署**の所轄する事務を執行するための、**税務署長**の決定である。
第三十二条 税務署長は、賦課課税方式による国税について、その調査により、課税標準申告

(賦課決定の所轄庁等)
第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際ににおけるその国税の納税地（以下この条において

賦課決定の所轄庁等

第三十三条 賦課決定は、その賦課決定の際ににおけるその国税の納税地（以下この条において

3
保税地域からの引取りによる消費税等で賦課
課税方式によるもののその他税関長が徴収すべき
消費税等又は国際観光旅客税法第十七条第一項
(国外事業者による特別徴収等)の規定により
徴収して納付すべき国際観光旅客税に係る不納
付加算税若しくは第六十八条第三項若しくは第八
四項(同条第三項の重加算税に係る部分に限
る。)(重加算税)の重加算税についての賦課決
定は、第一項の規定にかかわらず、これらの匡
税の納稅地を所轄する税關長が行う。この場合
においては、前二条の規定の適用については、
これらの規定中「税務署長」とあるのは「税關

3
保稅地から引取りに係る消費税等で賦課
課稅方式によるものその他閑長が徵收すべき
消費稅等又は國際觀光旅客稅法第十七條第一項
(国外事業者による特別徵收等)の規定により
徵收して納付すべき國際觀光旅客稅に係る不納
付加算稅若しくは第六十八條第三項若しくは
四項(同條第三項の重加算稅に係る部分に限
る)(重加算稅)の加重算稅についての賦課決
定は、第一項の規定にかかづらず、これらの國

二　更正若しくは第二十五条（決定）の規定による決定をした稅務署長は、期限後申告書若しくは修正申告書の提出先等の規定に該当する場合にあつては、同条第三項の規定による当該申告書の送付）があつた後に当該國稅の納稅地に異動があつた場合又は源泉徵収等による國稅につき納付すべし税額が確定した時以後に当該國稅の納稅地に異動があつた場合において、これらの異動に係る納稅地で現在の納稅地以外のもの（以下この号において「旧納稅地」という。）を所轄する稅務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納稅地が判明せ

決定をした税務署長

長」と、前条第一項各号列記以外の部分中「課税標準申告書を提出すべき期限（課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納税

4 長」と、前条第一項各号列記以外の部分中「課税標準申告書の提出を要しない国税については、その納稅義務の成立の時」後に、「次の一」とあるのは「次の」と、同条第一項第二号及び第三号、第二項、第三項並びに第四項第一号及び第二号中「納付すべき税額」とあるのは「税額等」とする。

前項の規定により税関長が賦課決定を行う場

く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）に規定する財務省令で定める方法により納付することを妨げない。

特定納付方法（電子情報処理組織を使用する方法として財務省令で定める方法に限る。）に

書の提出により納付すべきものとしてこれに記載した税額に相当する国税をその法定納期限（延納に係る国税については、その延納に係る納期限）までに国に納付しなければならない。
2 次の各号に掲げる金額に相当する国税の納税者は、その国税を当該各号に定める日（延納に係る国税その他国税に關する法律に別段の納期限の定めがある国税については、当該法律に定める納期限）までに国に納付しなければならぬ。い。

四 登録免許税でその法定納期限までに納付されなかつたもの

和五十三年法律第七十八号) 第二条第一項
(所有権移転の効力の制限等) 同法第二十一条
(土地等の所有権以外の権利を目的とする契
約への準用)において準用する場合を含む。)
の規定による通知がされたときを含む。)。
二、納税者が死亡した場合において、その相続
人が限定承認をしたとき。

二 納税者が死亡した場合において、その相続人が限定承認をしたとき。
三 法人である納税者が解散したとき。

四 その納める義務が信託財産責任負担債務である国税に係る信託が終了したとき（信託法第一百六十三条第五号（信託の終了事由）に掲

五 納税者が納税管理人を定めないでこの法律
　　による事由によつて終了したときを除く。)。

の施行地に住所及び居所を有しないこととなるとき。

六　納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れ、若しくは免れようとし、若しくは國

税の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められるとき、又は納税者が国税の滞納処

詰められると、さうに納得するに至る。自分の執行を免れ、若しくは免れようとしたところである。

前項の規定による請求は、税務署長が、納付すべき税額、その構成割合又は内付課税額を算定するとき

すへき税額 その繰上には係る期限及び納付場所を記載した繰上請求書（源泉徴収等による国

税で納稅の告知がされていないものについて同項の規定による請求をする場合には、当該請求

う。する旨を付記した納税告知書)を送達して行

第一項各号のいずれかに該当する場合において、次に掲げる国税（納付すべき税額が確定し

たものを除く。)でその確定後においては当該国税の徴収を確保することができないと認めら

れるものがあるときは、税務署長は、その国税の法定申告期限（課税標準申告書の提出期限を

の金額のうちその徴収を確保するため、あらかじめの確定する見込み額を含む。）前に、その確定すると見込まれる国税

じめ、滞納処分を執行することを要すると認められる金額を決定することができる。この場合において

いては、その税務署の当該職員は、その金額を限度として、直ちにその者の財産を差し押さえ

一 納税義務の成立した国税（課税資産の譲渡）

等に係る消費税を除く。)

三 納稅義務の成立した消費稅法第四十二条第一項、第四項又は第六項（課稅資產の譲渡による消費稅）

4 及び特定課税仕入れについての中間申告) の規定による申告書に係る消費税

国税徴収法第五十九条第二項から第十一項まで(保全差押え)の規定は、前項の決定がであった場合について準用する。この場合において、同条第五項中「一年」とあるのは、「十月」と読み替えるものとする。

(強制換価の場合の消費税等の徴収の特例)

第三十九条 税務署長は、消費税等(消費税を除く。以下この条において同じ。)の課される物品が強制換価手続により換価された場合において、国税に関する法律の規定によりその物品につき消費税等(その滞納処分費を含む。以下この項、次項及び第四十三条第一項(国税の徴収の所轄)において同じ。)の納稅義務が成立するときは、その売却代金のうちからその消費税等を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により消費税等を徴収するときは、あらかじめその執行機関(国税徴収法第二条(用語の定義)に規定する執行機関をいう。以下同じ。)及び納稅者に対し、同項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の通知があつた場合において、第一項の換価がされたときは、その納稅者につきその通知に係る税額に相当する消費税等が第二十五条(決定)の規定による決定により確定されたものとみなし、その執行機関に対する通知は、国税徴収法に規定する交付要求(以下「交付要求」という。)とみなす。

(滞納処分)

第四十条 税務署長は、第三十七条(督促)の規定による督促に係る国税がその督促状を発した日から起算して十日を経過した日までに完納されない場合、第三十八条第一項(繰上請求)の規定による請求に係る国税がその請求に係る期限までに完納されない場合その他国税徴収法に定める場合には、同法その他の法律の規定により滞納処分を行なう。

(第三者の納付及びその代位)

第四十一条 国税は、これを納付すべき者のために第三者が納付することができる。

2 国税の納付について正当な利益を有する第三

者又は国税を納付すべき者の同意を得た第三者が国税を納付すべき者に代わつてこれを納付し

3
た場合において、その国税を担保するため抵当権が設定されているときは、これらの者は、その納付により、その抵当権につき国に代位することができる。ただし、その抵当権が根抵当である場合において、その担保すべき元本の確定前に納付があつたときは、この限りでない。
前項の場合において、第三者が同項の国税の一部を納付したときは、その残余の国税は、同項の規定による代位に係る第三者の債権に先だつて徴収する。

税地以外のもの（以下この号において「旧納稅地」という。）を所轄する稅務署長においてその異動の事実が知れず、又はその異動後の納稅地が判明せず、かつ、その知れないことと又は判明しないことにつきやむを得ない事情があるときは、旧納稅地を所轄する稅務署長は、必要があると認めるときは、その管轄区域内の地域を所轄する稅務署長からその徵收する國稅について徵收の引継ぎを受けることができる。

45
5 前二頁の規定により徵又は引邊ざらうつこ
4 稅務署長又は税關長は必要があると認めるときは、その徵収する國稅について他の稅務署長又は税關長に徵収の引邊ぎをすることができます。

（国税の徵収の所轄事務）及び第三款（詔書行持取消権）の規定は、国税の徵収に関する準用する。

長又は税関長は徴収の引継ぎをすることがで
る。前二項の規定により數取の引継ぎがあつたセ
ル

の際ににおけるその国税の納税地（以下この条において「現在の納税地」という。）を所轄する

又は税関長は、遅滞なく、その旨をその国税を納付すべき者に通知するものとする。

第四十四条 株式会社、協同組織金融機関（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成

協同組織金融機関をいう。以下この項において「同じ」とは相互会社（同条第六項に規定する相互会社）を指す。

開始があつた場合には、当該会社、協同組織全
融機関又は相互会社の国税を徴収することがで

結果又は企業担保権の実行手続が係属する地方裁判所の所在地を所轄する国税局長、税務署長又は税關長に對し、その徵収することができる國

2 前条第五項の規定は、前項の規定により徵収の引継ぎがあつた場合について準用する。

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長が徴収する

により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十八条第三項（繰上請求）、第三十九条（強制執行の場合の消費税等の徴収）

二 これらの国税につき納付すべき税額が確定した時以後にその納税地に異動があつた場合において、その異動に係る納税地で現在の納

の特例) 及びこの節を除く。以下この項において同じ。) の規定の適用については、同章(第三十四条の六(納付受託者の帳簿保存等の義務)

務) 及び第三十六条(納税の告知)を除く。) 中「税務署長」又は「税務署」とあるのは「税
関長」又は「税關」と、「國稅關長官」とある

等による国税については、その法定納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付すべき税額の確定したもの

□ やんだ日　やんだ日　に掲げる国税以外の国税　その災害の
　　の属する月の末日　の発進税及び印紙税　その災害のやんだ日　に附す
　　る船2機燃料料金

二 その災害のやんだ日以前に課税期間が経過した課税資産の譲渡等に係る消費税でその納期限がその損失を受けた日以後に到来するものうちその申請の日以前に納付すべき税額

の、この日の日記の日より前に綴めていた私利私惠の確定したもの

に到来するもの
税務署長等は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合（前項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、その該当する事実に

基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することはできないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を

の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間

一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盜難に

二、納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
病気にかかり、又は負傷したこと。

四　納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。

事実があつたこと。
税務署長等は、次の各号に掲げる国税（延納に係る国税を除く。）の納税者につき、当該各

号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない理由があると認められる場合には、その納付することができないと認められたその者の申請（税務署長等においてやむを得ない理由があると認める場合には、その国税の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。

一 申告納税方式による国税（その附帯税を含む。）その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

二 賦課課税方式による国税（その延滞税を含む。）その法定申告期限から一年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合における当該確定した部分の税額

三 源泉徴収等による国税（その附帯税を含む。）その法定納期限から一年を経過した日以後に納税告知書の送達があつた場合における当該告知書に記載された納付すべき税額

税務署長等は、前二項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る国税の納付については、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他的事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。（この場合においては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。）

税務署長等は、第二項又は第三項の規定による納税の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保を徴さなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

税務署長等は、前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る国税につき滞納処分により差し押された財産（租税条約等（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第二条第二号（定義）に規定する租税条約等をいう。以下この項、第六

十三条第五項（納稅の猶予等の場合の延滞税の免除）及び第七十七条第一項第四号（國稅の更正、決定等の期間制限の特例）において同じ。この規定に基づき当該租税約等の相手国等（同法第二条第三号に規定する相手国等をいう。以下同じ。）に共助対象國税（同法第十一條の二第一項（國稅の徵收の共助）に規定する共助対象國税をいう。以下この項及び第六十三条第五項において同じ。）の徵收の共助又は徵收のための財産の保全の共助を要請した場合における当該相手国等が当該共助対象國税について当該相手国等の法令に基づき差押えに相当する処分をした財産及び担保の提供を受けた財産を含む。）があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

7 稅務署長等は、第二項又は第三項の規定により納稅の猶予をした場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、納稅者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につきこれらの規定により納稅の猶予をした期間とあわせて二年を超えることができない。

8 第四項の規定は、税務署長等が、前項の規定により第二項又は第三項の規定による納稅の猶予をした期間を延長する場合について準用する。

9 税務署長等は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりその猶予に係る金額を分割して納付させる場合において、納稅者が第四十七条第一項（納稅の猶予の通知等）の規定により通知された分割納付の各納付期限ごとの納付金額をその納付期限までに納付することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、第四十九条第一項（納稅の猶予の取消し）の規定により猶予期間を短縮したときは、その分割納付の各納付期限及び納付期限ごとの納付金額を変更することができる。

2 前条第二項の規定による納税の猶予の申請を記載した申請書に、当該事実を証するに足りる書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

3 前条第三項の規定による納税の猶予の申請をしようとする者は、同項各号に定める税額に相当する国税を一時に納付することができない事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合にあつては、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

4 前条第七項の規定による猶予の期間の延長を申請しようとする者は、猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由、猶予期間の延長を受けようとする期間、分割納付の方法により納付を行うかどうか（分割納付の方法により納付を行う場合については、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。）その他の政令で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の政令で定める書類を添付し、これを税務署長等に提出しなければならない。

5 第一項、第二項又は前項の規定により添付すべき書類（政令で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項若しくは第二項（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に類する事実に係る部分に限る。）に係る部分に限る

6)の規定による納税の猶予又はその猶予の期間の延長をする場合において、当該申請者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると税務署長等が認めるときは、添付することを要しない。

7 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、前条の規定による納税の猶予若しくはその猶予の期間の延長をし、又はその納税の猶予若しくはその猶予の延長を認めないものとする。

8 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これららの申請書についてその記載に不備があるとき又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき若しくはその提出がないときは、当該申請者に対し当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

9 第七項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた当該申請者は、前項の規定による通知を受けた日翌日から起算して二十日以内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請者は、当該期間を経過した日ににおいて当該申請を取り下げたものとみなす。

10 税務署長等は、第一項から第四項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者について前条第一項から第三項まで又は第七項の規定に該当していると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、同条の規定による納税の猶予又はその猶予の延長を認めることができる。

一一 第四十九条第一項第一号(納税の猶予の取消し)に掲げる場合に該当するとき。

一二 当該申請者が、次項の規定による質問に対して答弁せらず、若しくは偽りの答弁をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による物件の提示若

3

納税の猶予又は国税徵収法第百五十五条第一項若しくは第百五十五条の二第一項の規定によると、換価の猶予をした場合において、納税者が次の各号のいずれかに該当するときは、国税局長、税務署長又は税関長は、その猶予をした国に係る延滞税（前二項の規定による免除に係る部分を除く。以下この項において同じ。）につき、猶予をした期間（当該国税を当該期間内に納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると国税局長、税務署長又は税関長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がやんだ日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付が困難と認められるものを限度として、免除することができ

6 国税について当該相手国等の法令に基づいて受ける担保の提供を含む。(以下この項において同じ。)を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る国税を計算の基礎とする延滞税につき、その差押え又は担保の提供がされていする期間のうち、当該国税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間(前各項の規定により延滞税の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。)に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

国税局長、税務署長又は税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する国税に係る延滞税(前各項の規定による免除に係る部分を除く。)につき、当該各号に掲げる期間に対応する部分の金額を限度として

関する法律の定めるところにより、当該国税にあわせて利子税を納付しなければならない。利子税の額の計算の基礎となる期間は、第六十条第二項（延滞税）に規定する期間に算入しない。

第六十条第四項、第六十一条第二項（延滞税）の額の計算の基礎となる期間の特例）、第六十二条（一部納付が行われた場合の延滞税の額の計算等）並びに前条第二項及び第六項の規定は、利子税について準用する。この場合において、第六十一条第二項中「前項の規定にかかるらず、前条第二項に規定する期間から次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正により納付すべき国税その他の政令で定める国税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」と

第二節 加算稅

第六十五条 期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）が提出された場合

(期限後申告書が提出された場合において、次条第一項ただし書又は第九項の規定の適用があるときを含む)において、修正申告書の提出又は更正があつたときは、当該納税者に対し、その修正申告又は更正に基づき第三十五条第二

項(申告納税方式による国税等の納付)の規定により納付すべき税額に百分の十の割合(修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の五の割合)を乗じて計算した金

額に相当する過少申告加算税を課する。
前項の規定に該当する場合（第六項の規定に適用がある場合を除く。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積増差税額を加算した金額）がその国税に係る期長内申告既済に相当する金額

がその回積に係る期間に申告料額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、同項の過少申告加算税の額は、同項の規

かわらず、同項の規定により計算した金額とその超える部分に相当する税額（同項における納付すべき税額が当該超える部分に相應する税額に満たないときは、当該納付すべき税額による原価の五分の一を乗じて計算した金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額とした金額とする。

において、次の各号に掲げる用語の意義

該各号に定めるところによる。

積増差税額 第一項の修正申告又は更正されたその国税についての修正申告書の又は更正に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額の合計額（当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる又は更正に係る不服申立て若しくは訴えの決定裁決若しくは判決による原の異動があつたときはこれらにより減少部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第五項の規定の適用があつたときは該規定により控除すべきであつた金額をした金額とする。）

期限内申告税額 期限内申告書（次条第一項又は第二項の規定の適用がある場合は、期限後申告書を含む。第五項第二号において同じ。）の提出に基づき第三十五条の提出の金額があるときは当該金額を加算し、これらの申告書に係る国税について、次に規定する源泉徴収税額に相当する税額があるときは当該金額を控除した金額とする。

所得税法第九十五条（外國税額控除）若くは第六十五条の六（非居住者に係る國税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があると当該税額を控除した金額とする。）

所得税法第九十五条（外國税額控除）若くは第六十五条の六（非居住者に係る國税又は消費税に係るこれらの申告書に記載された還付金の額に相当する税額があると当該税額を控除した金額とする。）に規定する源泉徴収税額に相当する額に係る同法第一百二十条第一項第四号（確定申告）（同法第一百六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）に規定する予納税額又は災害被害者に対する税額の減免、徵収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号）第二条（所稅の軽減又は免除）の規定により輕減若くは免除を受けた所得税の額

税額の控除（同法第百四十四条（外国法人に係る所得税額の控除）において準用する場合を含む。）、第六十九条（外国税額の控除）若しくは第百四十四条の二（外国法人に係る外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第九十条（退職年金等積立金に係る中間申告による納付）（同法第二百四十五条の五（申告及び納付）において準用する場合を含む。）の規定により納付すべき法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の法人税の額）

八 地方法人税法第一条第十八条号（定義）に規定する中間納付額、同法第十二条（外国税額の控除）の規定による控除をされるべき金額又は同法第二十条第二項（中間申告による納付）の規定により納付すべき地方法人税の額（その額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の地方法人税の額）

二 相続税法第二十条の二（在外財産に対する相続税額の控除）、第二十一条の八（在外財産に対する贈与税額の控除）、第二十二条の十五第三項及び第二十二条の十六第四項（相続時精算課税に係る相続税額）の規定による控除をされるべき金額

本 消費税法第二条第一項第二十号（定義）に規定する中間納付額

第一項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿（財務省令で定めるものに限るものとし、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項及び次条第五項において同じ。）に記載し、又は記録すべき事項に關し、その修正申告書の提出又は更正（以下この項において「修正申告等」という。）がされた時に、国税庁、国税局又は税務署の当該職員（以下この項及び同条第五項において「当該職員」という。）から当該帳簿の提示又は提出を求められ、かつ、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき（当該納税者の責めに帰すべき事由がない場合を除く。）は、第一項の過額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告

本消費税法第二条第一項第二十号（定義）に規定する中間納付額

した金額を控除して、これらの項の規定を適用する。

第一項又は第二項に規定する納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちにその修正申告又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な理由があると認められるものがある場合 その正当な理由があると認められる事実に基づく税額

二 第一項の修正申告又は更正前に当該修正申告又は更正に係る国税について期限内申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正その他これに類するものとして政令で定める更正（更正の請求に基づく更正を除く。）があつた場合 当該期限内申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの税額

第一項の規定は、修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにあり当該国税について更正があるべきことを予

等の基因となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実」という。）があるときは、当該帳簿に記載すべき事項等に係るもの以外の事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、納税申告書の作成の基礎となる重要なものとして財務省令で定める事項（次号及び次条第五項において「特定事項」という。）の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合を除く。）

二 当該職員にその提示又は提出がされた当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項のうち、特定事項の記載又は記録が不十分である場合として財務省令で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）

Page 1

告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納稅義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第六項第二号及び第八項において「調査通知」という。）がある前に行われたものであるときは、適用しない。
(無申告加算税)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納稅者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（申告納稅方式による国稅等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国稅についての調査があつたことにより当該国稅について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正當な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第一五五条（決定）の規定による決定があつた場合

二 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定による決定があつた後に修正申告書の提出又は更正があつた場合

前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国稅に係る累積納付税額を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第一項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、更正又は決定前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納稅者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあると

3

知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納稅義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項（次条第六項第二号及び第八項において「調査通知」という。）がある前にに行われたものであるときは、適用しない。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納稅者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（申告納稅方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

二 期限後申告書の提出又は第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合

前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号の修正申告書の提出又は更正があつたときは、その国税に係る累積納付税額を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項の無申告加算税の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する税額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する税額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて

2

知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査に係る第七十四条の九第一項第四号及び第五号（納稅義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる事項その他政令で定める事項の通知（次条第六項第二号及び第八項において「調査通知」という。）がある前にに行われたものであるときは、適用しない。
(無申告加算税)

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該納税者に対し、当該各号に規定する申告、更正又は決定に基づき第三十五条第二項（申告納税方式による国税等の納付）の規定により納付すべき税額に百分の十五の割合（期限後申告書又は第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、百分の十の割合）を乗じて計算した金額に相当する無申告加算税を課する。ただし、期限内申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 期限後申告書の提出又は第二十五条の規定一定) の規定による決定があつた場合

ときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項の無申告加算税の額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合(期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないとときは、その割合から百分の五の割合を減じた割合。(以下この項において同じ。)を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる税額に区分してそれぞれの税額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する税額 百分の十五の割合

二 五十万円を超える部分に相当する税額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する税額 百分の三十の割合

前二項において、累積納付税額とは、第一項第二号の修正申告書の提出又は更正前にされたその国税についての次に掲げる納付すべき税額の合計額(当該国税について、当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正若しくは第二十五条の規定による決定に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、第七項において準用する前条第五項(第一号に係る部分に限る。以下この項及び第七項において同じ。)の規定の適用があつたときは同条第五項の規定により控除すべきであつた金額を控除した金額とする。)をいう。

一 期限後申告書の提出又は更正に基づき第三十五条第二項の規定による決定に基づき第三十五条第二項の規定に該当する場合において、当該納税者が、帳簿に記載し、又は記録すべき事項に關しその期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定(以下この項において「期限後申告等」という。)があつた時前に、当該職員から当該帳簿の提示又は提出を求めら

一、かつては第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正若しくは決定された日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税の額は、同項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基礎となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等」に係るもの以外の事実）として政令で定めるところにより計算した金額として政令で定めた税額（その税額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号）に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額とす。

二、当該職員に当該帳簿の提示若しくは提出をしなかつた場合又は当該職員にその提示若しくは提出がされた当該帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項のうち、特定事項の記載若しくは記録が著しく不十分である場合として財務省令で定める場合（前号に掲げる場合を除く。）

第一項の規定に該当する場合において、各号のいずれかに該当するときは、同項の無申告加算税の額は、同項から第三項までの規定にかかるらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

三、その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税（期限後申告書又は同号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）又は更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、その申告又は更正若しくは決定に係る国税の属する税目について、無申告加算税の額は、同項から第三項までの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項に規定する納付すべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基礎となる当該帳簿に記載し、又は記録すべき事項に係るもの以外のもの（以下この項において「帳簿に記載すべき事項等」に係るもの以外の事実）として政令で定めた税額（その税額を控除した税額）に百分の十の割合（第二号）に掲げる場合に該当するときは、百分の五の割合）を乗じて計算した金額とす。

二 その期限後申告書若しくは第一項第二号の修正申告書の提出（その申告に係る国税についての調査があることにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した当該国税の属する税目について、無申告加算税（第八項の規定の適用があるものを除く。）若しくは第六十八条第二項の重加算税（以下の号及び同条第四項第二号において「特定無申告加算税等」という。）を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

前条第五項の規定は、第一項第一号の場合について準用する。

8 期限後申告書又は第一項第二号の修正申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があることにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、その申告に係る国税についての調査通知がある前に行われたものであるときは、その申告に基づき第三十五条第二項の規定により納付すべき税額に係る第一項の無申告加算税の額は、同項から第三項までの規定にかかわらず、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

9 第一項の規定は、期限後申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について第二十五条の規定による決定があるべきことを予知してされたものでない場合において、期限内申告書を提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、法定申告期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。
(不納付加算税)

長又は税関長は、当該納税者から、納税の告知による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。次項において同じ。）に係る税額又はその法定納期限後に当該告知を受けることなく納付された税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する不納付加算税を徴収する。ただし、当該告知又は納付に係る国税を法定納期限までに納付しなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

2 源泉徴収等による国税が納税の告知を受けることなく、その法定納期限後に納付された場合において、その納付が、当該国税についての調査があつたことにより当該国税について当該告知があるべきことを予知してされたものでないときは、その納付された税額に係る前項の不納付加算税の額は、同項の規定にかかわらず、当該納付された税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。

3 第一項の規定は、前項の規定に該当する納付がされた場合において、その納付が法定納期限までに納付する意思があつたと認められる場合として、政令で定める場合に該当してされたものであり、かつ、当該納付に係る源泉徴収等による国税が法定納期限から一月を経過する日までに納付されたものであるときは、適用しない。

（重加算税）

に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

第六十六条第一項（無申告加算税）の規定に該当する場合（同項ただし書若しくは同条第九項の規定の適用がある場合又は納税申告書の提出が、その申告に係る国税についての調査があつたことにより当該国税について更正又は決定があるべきことを予知してされたものでない場合を除く。）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装したことろに基づき法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書若しくは更正請求書を提出していたときは、当該納税者に対する政令で定めるところにより、無申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る無申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する。

かかわらず、これらの規定により計算した金額に、これらの規定に規定する基礎となるべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を計算した金額とする。

一 前三項に規定する税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき期限後申告書若しくは修正申告書の提出、更正若しくは決定又は納税の告知（第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この号において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付があつた日の前日から算して五年前の日までの間に、その申告、更正若しくは決定又は告知若しくは納付に係る国税の属する税目について、無申告加算税等を課され、又は徴収されたことがある場合

二 その期限後申告書若しくは修正申告書の提出又は更正若しくは決定に係る国税の課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に課税期間が開始した当該国税（課税期間のない当該国税については、当該国税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納稅義務が成立した当該国税）の属する税目について、特定無申告加算税等を課されたことがあり、又は特定無申告加算税等に係る賦課決定をすべきと認める場合

（加算税の税目）

第六十九条 過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税及び重加算税（以下「加算税」といいう。）は、その額の計算の基礎となる税額の属する税目の国税とする。

第七章 国税の更正、決定、徴収、還付等

第一節 国税の更正、決定等の期間制限

第七十条 次の各号に掲げる更正決定等は、当該各号に定める期限又は日から五年（第二号に規定する課税標準申告書の提出をする国税で当該申告書の提出があつたものに係る賦課決定（納付すべき税額を減少させるものを除く。）については、三年）を経過した日以後においては、更正又は決定（その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日とし、更付請求申告書の提出がない場合にする第二

一 更正又は決定（その更正又は決定に係る国税の法定申告期限（還付請求申告書に係る更正については、当該申告書を提出した日とし、更付請求申告書の提出がない場合にする第二

十五条（決定）の規定による決定又はその決定後にする更正については政令で定める日とする。）

二 課税標準申告書の提出を要する国税に係る賦課決定（当該申告書の提出期限

三 課税標準申告書の提出を要しない賦課課税方式による国税に係る賦課決定（その納税義務の成立の日

2 法人税に係る純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを増加させ、若しくは減少させる更正又は当該金額があるものとする更正是、前項の規定にかかわらず、同項第一号に定める期限から十年を経過する日まで、することができる。

3 前二項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができる

4 第一項の規定により賦課決定をすることができることとなる日前三月以内にされた納税申告書の提出（源泉徴収等による国税の納付を含む。以下この項において同じ。）に伴つて行われることとなる無申告加算税（第六十六条第八項（無申告加算税）の規定の適用があるものに限る。）又は不納付加算税（第六十七条第二項（不納付加算税）の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、第一項の規定にかかるはず、当該納税申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができる。

5 次の各号に掲げる更正決定等は、第一項又は前二項の規定にかかるはず、第一項各号に掲げる更正決定等の区分に応じ、同項各号に定める期限又は日から七年を経過する日まで、することができる。

一 偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた国税（当該国税に係る加算税及び過怠税を含む。）についての更正決定等

二 偽りその他不正の行為により当該課税期間において生じた純損失等の金額が過大にあるものとする納税申告書を提出していた場合における当該申告書に記載された当該純損失等

の金額（当該金額に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額）についての更正（第二項又は第三項の規定の適用を受ける法人税に係る純損失等の金額を除く。）

三 所得税法第六十条の二第一項から第三項まで（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）又は第六十条の三第一項から第三項まで（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）の規定の適用がある場合（第百七十二条第二項（納税代理人）の規定による納税管理人の届出及び税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による書面の提出がある場合その他の政令で定める場合を除く。）の所得税（当該所得税に係る加算税を含む。第七十三条第三項（時効の完成猶予及び更新）において「国外転出等特例の適用がある場合の所得税」という。）についての更正決定等

四 イに掲げる事由が生じた場合において、ロに掲げる事由に基づいてする更正決定等、ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から三年間

三 更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十二条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定当該理

由が生じた日から三年間

四 イに掲げる事由に基づいてする更正決定等、ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から六年間

三 更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十二条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定当該理

由が生じた日から三年間

四 イに掲げる事由に基づいてする更正決定等、ロの租税条約等の相手国等に対しロの要請に係る書面が発せられた日から六年間

三 更正の請求をすることができる期限について第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）又は第十二条（災害等による期限の延長）の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴つて行われることとなる加算税についてする賦課決定当該理

由が生じた日から三年間

2

し、当該要請をした旨のイの納税者への通知が当該要請をした日から三月以内にされた場合に限る)において、その国税に係る課税標準等又は税額等に関する情報に照らし非違があると認められること。

前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同法第二条第十号の二に規定する分割法人、同条第十二号の五に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第七十四条の二第四項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)において「通算法人」といいう。)である場合には他の通算法人を含むものとする。

第二節 国税の徵収権の消滅時効

(国税の徵収権の消滅時効)
第七十二条 国税の徵収を目的とする国(以下この節において「国税の徵収権」という。)は、その国税の法定納期限(第七十条第三項(国税の更正、決定等の期間制限)の規定による)若しくは前項第四号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第四項の規定による更正若しくは賦課決定、同条第一項第一号の規定による賦課決定、前条第一項第一号の規定による更正決定等、同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第四号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、第七十条第三項若しくは前条第一項第一号若しくは第三号に規定する更正、第七十条第四項に規

定する賦課決定、前条第一項第一号に規定する裁決等又は同項第四号に規定する更正決定等が受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同法第二条第十号の二に規定する分割法人、同条第十二号の五に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一第一項に規定する現物分配法人又は同法第六十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第七十四条の二第四項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)において「通算法人」といいう。)である場合には他の通算法人を含むものとする。

第二節 国税の徵収権の消滅時効

(国税の徵収権の消滅時効)
第七十二条 国税の徵収を目的とする国(以下この節において「国税の徵収権」という。)は、その国税の法定納期限(第七十条第三項(国税の更正、決定等の期間制限)の規定による)若しくは前項第四号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第四項の規定による更正若しくは賦課決定、同条第一項第一号の規定による賦課決定、前条第一項第一号の規定による更正決定等、同項第三号の規定による更正若しくは賦課決定又は同項第四号の規定による更正決定等により納付すべきものについては、第七十条第三項若しくは前条第一項第一号若しくは第三号に規定する更正、第七十条第四項に規

りその全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた者には、当該相手の課税標準等又は税額等に係る情報に照らし非違があると認められること。

前項第一号に規定する当該裁決等又は更正を受けた者には、当該受けた者が分割等(分割、現物出資、法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一条の十一第一項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。)に係る分割法人等(同法第二条第十号の二に規定する分割法人、同条第十二号の五に規定する現物出資法人、同条第十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一第一項に規定する現物分配法人又は同法第六十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。)である場合には当該分割等に係る分割承継法人等(同法第二条第十二号の三に規定する分割承継法人、同条第十二号の五に規定する被現物出資法人、同条第十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一条の十一第一項に規定する譲受法人をいう。以下この項において同じ。)を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人(以下この項及び第七十四条の二第四項(当該職員の所得税等に関する調査に係る質問検査権)において「通算法人」といいう。)である場合には他の通算法人を含むものとする。

前項第五号の交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合においても、同項の規定によらない。

前項第五号の交付要求に係る強制換価手続が取り消された場合においても、同項の規定によらない。

た部分の国税に係る延滞税又は利子税についての国税の徵収権の時効は、その納付の時から新たにその進行を始める。

第三節 還付金等の消滅時効

(還付金等の消滅時効)
第七十三条 国税の徵収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の国税については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。

一 更正又は決定 その更正又は決定により納付すべき国税の第三十五条第二項第二号(申告納税方式による国税等の納付)の規定による納期限までの期間

二 過少申告加算税 無申告加算税 又は重加算税(第六十八条第一項、第二項又は第四項(同条第一項又は第二項の重加算税に係る部分に限る。)(重加算税)の重加算税に係る部に限る。)に係る賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日

三 納税に関する告知 (賦課決定通知書が発せられた日(当該更正決定等に係る賦課決定通知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該賦課決定の通知がされた日)

四 督促 督促状又は督促のための納付催告書による納期限までの期間

五 交付要求 その交付要求がされている期間(同日前に国税徵收法第四十七條第二項(交付要求の押さえの要件)の規定により差押えがされた場合は、そのされた日)までの期間

六 税金の徴収権の消滅時効

第七十四条の二 国税局若しくは税務署(以下「国税局等」という。)又は税關の当該職員(税關の当該職員にあっては、消費税に関する調査(第一百三十二条第一項(質問、検査又は領置等)に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。)を行いう場合に限る。)が当該告知書が発せられた日(当該告知書の送達に代え、口頭で賦課決定の通知がされた場合には、当該告知がされた日)

七 稽査の実施

第八条第一項(輸出物品販売における輸出物品の譲渡に係る免税)に規定する輸出物品をいう。第四号イにおいて同じ。)又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該他の物件(税關の当該職員が行う調査においては、課税貨物(消費税法第二条第一項第一号(定義)に規定する課税貨物をいう。第四号イにおいて同じ。)若しくは輸出物品(同法第八条第一項(輸出物品販売における輸出物品の譲渡に係る免税)に規定する輸出物品をいう。第四号イにおいて同じ。)又はこれらの帳簿書類その他の物件とする。)を検査し、又は当該他の物件(その写しを含む。次条から第七十四条の六まで(当該職員の質問検査権)において同じ。)の提示若しくは提出を求めることができる。

八 得税法の規定による所得税の納稅義務がある者若しくは納稅義務があると認められる者又は同法第一百二十三条第一項(確定損失申告)、第一百二十五条第三項(年途中で死亡した場合の確定申告)若しくは第一百二十七条第三項(年の中途中で出国をする場合の確定申告)(これらの規定を同法第一百六十六条(申告、納付及び還付)におい

五 国際観光旅客税に関する調査 次に掲げる行為

イ 次に掲げる者に対する質問し、その者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めること。

(1) 國際観光旅客税法の規定による国際観光旅客税の納稅義務がある者又は納稅義務があると認められる者

(2) 國際観光旅客税法第十六条第一項(国内事業者による特別徵收等)又は第十七条第一項(国外事業者による特別徵收等)の規定により国際観光旅客税を徵収して納付する義務がある者又はその義務があると認められる者

イ (2) に掲げる者の委託を受けて運賃の領収を行う者その他自己の事業に関し依法規定する者と取引があると認められる者に對して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求める

イ 印紙税法の規定による印紙税の納稅義務がある者若しくは納稅義務があると認められる者に對して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求める

イ 航空機燃料税に関する調査 次に掲げる者

イ 航空機の所有者等(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一項(課税標準及び税額の申告)に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。)

イ 航空機燃料(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一項(課税標準及び税額の申告)に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。)

イ 航空機燃料(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条(定義)に規定する航空機燃料をいう。口及び次項において同じ。)を譲渡する義務があると認められる者(その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行う者を含む。)その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

イ 一般送配電事業者等(電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第二号(定義)に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。)

イ 一般送配電事業者等(電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第二号(定義)に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。)

イ 一般送配電事業者等(電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第二号(定義)に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。)

イ 印紙税法第十条第一項(印紙税納付計器の使用による納付の特例)に規定する印紙税納付計器の販売業者若しくは同項に規定する納付印の製造業者若しくは販売業者に對して質問し、これらの者の業務に関する

イ (当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の六 国税庁等の当該職員は、航空機燃料税又は電源開発促進税に関する調査について

て必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その帳簿書類その他の物件(第一号又は第二号)に掲げる者に対する調査にあつては、その事業に関する帳簿書類その他の物件に限る。)を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

一 航空機燃料税に関する調査 次に掲げる者

イ 航空機の所有者等(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第十四条第一項(課税標準及び税額の申告)に規定する航空機の所有者等をいう。次項において同じ。)

イ 航空機燃料(航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)第二条(定義)に規定する航空機燃料をいう。口及び次項において同じ。)を譲渡する義務があると認められる者(その者の委託を受けて航空機燃料の貯蔵、運搬又は積込みを行う者を含む。)その他自己の事業に関しイに掲げる者と取引があると認められる者

イ 一般送配電事業者等(電源開発促進税法(昭和四十九年法律第七十九号)第二条第二号(定義)に規定する一般送配電事業者等をいう。次項において同じ。)

七十七四条の七 国税庁等又は税關の当該職員は、特定取引の相手方となり、又は特定取引の場を提供する事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署(以下この条において「特定事業者等」という。)に、特定取引者に係る特定事項について、特定取引者の範囲を定め、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日までに、報告することを求めることができる。

二 前項の規定による処分は、国税に関する調査について必要がある場合において次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができることを求めることができる。

三 前項の規定による処分は、国税に関する調査について必要な範囲内において次の各号のいずれかに該当するときに限り、することができることを求めることができる。

四 特定事項 次に掲げる事項をいう。

イ 氏名(法人については、名称)

ロ 住所又は居所

ハ 番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の記載)において「個人番号」という。又は同法第一条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

五 第一項の規定による処分は、所轄国税局長は、第一項の規定による処分を平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)において「個人番号」という。)又は同法第一条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

六 第一項の規定による処分は、所轄国税局長は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。

七 第一項の規定による処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、同項に規定する特定取引者の範囲その他同項の規定により報告を求める事項及び同項に規定する期日を書面で通知することにより行う。

八 所轄国税局長は、第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

九 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

十 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

十一 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

一所轄国税局長 特定事業者等の住所又は居所の所在地を所轄する国税局長をいう。二 特定取引 電子情報処理組織を使用して行われる事業者等(事業者(特別の法律により設立された法人を含む。)又は官公署をいう。以下この号において同じ。)との取引、事業者等が電子情報処理組織を使用して提供する場を利用して行われる取引その他の取引のうち第一項の規定による処分によらなければこれら取引を行う者を特定することが困難である取引をいう。

三 特定取引者 特定取引を行う者(特定事業者等を除き、前項第一号に掲げる場合に該当する場合においては、特定の税目について千円の課税標準を生じ得る取引金額を超える同号の特定取引を行う者に限る。)をいう。

四 特定事項 次に掲げる事項をいう。

イ 氏名(法人については、名称)

ロ 住所又は居所

ハ 番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の記載)において「個人番号」という。又は同法第一条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

五 第一項の規定による処分は、所轄国税局長は、第一項の規定による処分を平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号(第二百二十四条(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)において「個人番号」という。)又は同法第一条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)

六 第一項の規定による処分は、所轄国税局長は、第一項の規定による処分をしようとする場合には、あらかじめ、国税庁長官の承認を受けなければならない。

七 第一項の規定による処分は、所轄国税局長が、特定事業者等に対し、同項に規定する特定取引者の範囲その他同項の規定により報告を求める事項及び同項に規定する期日を書面で通知することにより行う。

八 所轄国税局長は、第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

九 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

十 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

十一 第一項の規定による処分を当たつては、特定事業者等の事務負担に配慮しなければならない。

(納稅義務者に対する調査の事前通知等)

第七十四条の九 稅務署長等(国税庁長官、国税局長若しくは税務署長又は税關長をいう。以下

第一項第十八号(定義)に規定する電気工作物内に、営業所、事務所その他の事業場又は電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条

三 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(当該職員の航空機燃料税等に関する調査に係る質問検査権)

七
六
五
四
三
二
一
調査の対象となる財産等の化の物價その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項
税務署等は、前項の規定による通知を受けた納稅義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。
この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一、納稅義務者 第七十四条の二第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに第七十四条の三第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者 第七十四条の四第一項並びに第七十四条の五第一号イ及びロ、第二号イ及びロ、第三号イ及びロ、第四号イ及びロ、第五号イ並びに第六号イの規定により当該職員による質問検査等の対象となることとなる者並びに第七十四条の六第一項第一号イ及び第二号イに掲げる者
二、税務代理人 税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の書面を提

第七十四条の十一 税務署

第七十七条の十一 税務署長等は、国税に関する実地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知を含む。以下この条において同じ。）をすべきと認められな場合には、納税義務者（第七十七条の九第三項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条において同じ。）であつて当該調査において質問

(当該職員の事業者等への協力要請)
第七十四条の十二 国税庁等又は税関

第七十四条の十二 国税庁等又は税関の当該職員（税関の当該職員にあつては、消費税等又は国際観光旅客税に関する調査を行う場合に限る。）は、国税に関する調査について必要があるときには、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に關し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

(口座管理機関の加入者情報の管理)
第七十四条の十三の三 口座管理機関

第七十四条の十三の三 口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第十五号）第二条第四項（定義）に規定する口座管理機関（同法第四十四条第一項第十三号（口座管理機関の口座の開設）に掲げる者を除く。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者の情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他社債等（同法第二条第一項に規定する

六
調査の対象となる記録書類その他の物件
七
その他調査の適正かつ円滑な実施に必要な
ものとして政令で定める事項

2 稅務署長等は、前項の規定による通知を受け
た納稅義務者から合理的な理由を付して同項第
一号又は第二号に掲げる事項について変更する
よう求めがあつた場合には、当該事項について
協議するよう努めるものとする。

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意
義は、当該各号に定めるところによる。

一 納 稅義務者 第七十四条の二第一項第一号
イ、第二号イ、第三号イ及び第四号イ並びに
第七十四条の三第三項第一号イ及び第二号イ
に掲げる者、第七十四条の四第一項並びに第
七十四条の五第一号イ及び第二号イ及び
四、第三号イ及び四、第四号イ及び四、第五号

第七十四条の十一（調査の終了の際の手続）までにおいて同じ。は、国税庁等又は税関の当該職員（以下同条までにおいて「当該職員」という。）に納稅義務者に対し実地の調査（税関の当該職員が行う調査にあつては、消費税等の課税物件の保税地域からの引取り後に行うもの又は国際観光旅客税について行うものに限る。以下同条までにおいて同じ。）において第七十四条の二から第七十四条の六まで（当該職員の質問検査権）の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納稅義務者（当該納稅義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 調査の対象となる税目

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類等の物件

七

七十四条の十一 税務署長等は、国税に関する
美地の調査を行つた結果、更正決定等（第三十
八条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税
の告知）の規定による納税の告知を含む。以下
この条において同じ。）をすべきと認められな
い場合には、納税義務者（第七十四条の九第三
項第一号（納税義務者に対する調査の事前通知
等）に掲げる納税義務者をいう。以下この条に
おいて同じ。）であつて当該調査において質問

第

(税関の当該職員に付する際觀光旅客税に関する調査は、国税に関する調査は、事業者(特別のものを含む)又は官公署となるべき帳簿書類その他の協力を求める國税庁等の当該職員の製造免許及び酒類の供給のための協力を求める。

寺への協力要請)

第七十四条の十三の三 口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第四項（定義）に規定する口座管理機関（同法第四十四条第一項第十三号（口座管理機関の口座の開設）に掲げる者を除く。）をいう。以下この条及び次条第二項において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二条第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他の社債等（同法第二条第一項に規定する

4
法第五十一条第一項（税理士業務を行う弁護士等）の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人

第一項の規定は、当該職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について非違が疑われることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行なうことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等につき、（専用）

検査等の相手方となつた者に対し、その時点において更正決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

国税に関する調査の結果、更正決定等をすべきと認める場合には、当該職員は、当該納税義務者に対し、その調査結果の内容（更正決定等をするべきと認めた額及びその理由を含む。）を説明するものとする。

前項の規定による説明をする場合において、当該職員は、当該納税義務者に対し修正申告又は期限後申告を勧奨することができる。この場合において、当該調査の結果に関し当該納税義務者が納税申告書を提出した場合には不服申立

身分を示す証明書を
つとまは、これ

國税庁等又は税関の当該職員
二から第七十四条の六まで
査権の規定による質問、
は提出の要求、閲覧の要求、
右しくは封かんの実施をする
務を執行する場合には、その
携帯し、関係人の請求があ
はする。(不法なればよ)

社債等をいう。次条第一項において同じ。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該口座管理機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

第七十四条の十三の四 振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第二条第二項(定義)に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。)は、政令で定めるところにより、加入者情報(当該振替機関又はその下位機関(同法第二条第九項に規定する下位機関をいう。次項において同じ。)の加入者の氏名及び住所又は居所その他株式等(社債等のうち財務省令で定めるものをいう。同項において同じ。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるもの)をいいう。)を当該振替機関が保有する当該加入者の番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

振替機関は、国税に関する法律に基づき税務署長に調書を提出すべき者(株式等の発行者又は口座管理機関に限る。)から当該振替機関又はその下位機関の加入者(当該株式等についての権利を有する者又は当該口座管理機関の加入者に限る。以下この項において同じ。)の番号を当該振替機関で定める事項(以下この項において「番号等」という。)の提供を求められたときは、政令で定めるところにより、当該調書を提出すべき者に対し、当該振替機関が保有する当該加入者の番号等を提供するものとする。

第八章 不服審査及び訴訟

第一节 不服審査

(国税に関する処分についての不服申立て)

第七十五条 国税に関する法律に基づく処分で次号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に掲げるものに不服がある者は、当該各号に定める不服申立てをすることができる。

一 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次項に規定する処分を除く。)次に掲げる不服申立てのうちその処分に不服がある者の選択するいずれかの不服申立て

二 その他の再調査の請求(税務署長、国税局長又は税関長に対する再調査の請求)

三 国税庁、国税局、税務署及び税關以外の行政機関の長又はその職員がした処分(国税不服審判所長に対する審査請求)

四 国税不服審判所長に対する審査請求

五 国税に関する法律に基づく処分で国税庁、国税局、税務署又は税關の職員がしたものに不服がある場合には、それぞれその職員の所属する国税庁、国税局、税務署又は税關の長がその処分をしたものとみなして、第一項の規定を適用する。

第六十六条 次に掲げる処分については、前条の各号に掲げる職員によつてされた旨の記載がある書面により通知されたものに不服がある者は、当該各号に定める国税局長又は国税府長官がその処分をしたものとそれぞれみなして、国

法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものとみなされる処分その他の公権力の行使に当たる行為(酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)及び第三章(第八条(理由の提示)を除く。)及び第三章(不利益処分)(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定は、適用しない。

第七章の三 行政手続法との関係

(行政手続法の適用除外)

第七十四条の十四 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づき行われる处分その他の公権力の行使に当たる行為(酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定に基づくものを除く。)については、行政手続法第二章(申請に対する処分)(第八条(理由の提示)を除く。)及び第三章(不利益処分)(第十四条(不利益処分の理由の提示)を除く。)の規定は、適用しない。

第三十五条第四項(適用除外)に定めるもののほか、国税に関する法律に基づく納稅義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同法第二条第六号(定義)に規定する行政指導をい

う。)を当該職員の管轄区域を所轄する国税局長の管轄区域を所轄する国税局長

二 国税庁の当該職員 国税庁長官

第一項第一号イ又は前項(第一号に係る部分

に係る通知を受けた場合には、その受けた日)

二 第二項第一号イ又は前項(第一号に係る部分

に係る通知を受けた場合には、その受けた日)

二 第二項第一号イ又は前項(第一号に係る部分

に係る通知を受けた場合には、その受けた日)

二 第二項第一号イ又は前項(第一号に係る部分

に係る通知を受けた場合には、その受けた日)

二 第二項第一号イ又は前項(第一号に係る部分

に係る通知を受けた場合には、その受けた日)

い、酒税法第二章及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十九年法律第七号)に定める事項に関するものを除く。)については、行政手続法第三十五条第三項(行政指導に係る書面の交付)及び第三十六条(複数の者を対象とする行政指導)の規定は、適用しない。

第七十七条の二 国税府長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税關長は、不服申立てがその事務所に到達してから当該不服申立てについての決定又は裁決をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、その事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬ。

二 第二十二条(郵送等に係る納稅申告書等の提出時期)の規定は、不服申立てに係る再調査の請求書又は審査請求書について準用する。

三 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一月を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

四 第二十二条(郵送等に係る納稅申告書等の提出時期)の規定による再調査の請求をしてある者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該再調査の請求に係る処分について、決定を経ないで、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができる。

一 再調査の請求をした日(第八十一条第三項(再調査の請求書の記載事項等)の規定により不備を補正すべきことを求められた場合にあつては、当該不備を補正した日)の翌日から起算して三月を経過しても当該再調査の請求についての決定がない場合

二 その他再調査の請求についての決定を経ないことにつき正當な理由がある場合

三 不服申立ては、処分があつた日の翌日から起算して一年を経過したときは、することはできない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

五 第七十八条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求(第七十五条第一項第二号及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による審査請求)において同じ。)に対する裁決を行ふ機関とする。

二 第七十七条の三(国税不服審判所の長は、国税不服審判所長が財務大臣の承認を受けて、任命する。)の規定による審査請求を除く。)の規定による審査請求(第七十五条第一項第二号及び第二項(第一号に係る部分に限る。)の規定による審査請求)において同じ。)に対する裁決を行ふ機関とする。

三 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

四 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち一人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。

五 国税不服審判所の組織及び運営に関必要な事項は政令で、支部の名称及び位置は財務省令で定める。

(国税審判官等)

第七十九条 国税不服審判所に国税審判官及び國税副審判官を置く。

- 国税審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

国税審判官の資格は、政令で定める。
(行政不服審査法との関係)

第八十条 国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立て(次項に規定する審査請求を除く。)については、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(第二章及び第三章(不服申立てに係る手続)を除く。)の定めるところによる。

第七十五条第一項第二号又は第二項(第二号に係る部分に限る。)(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求については、この節(次款及び第三款(審査請求)を除く。)その他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この節の規定は、適用しない。

3 酒税法第二章(酒類の製造免許及び酒類の販売業免許等)の規定による処分に対する不服申立てについては、行政不服審査法の定めるところによる。

第二款 再調査の請求
(再調査の請求書の記載事項等)

第八十一条 再調査の請求は、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 再調査の請求に係る処分の内容

二 再調査の請求に係る処分があつたことを知つた年月日(当該処分に係る通知を受けた場合には、その受けた年月日)

三 再調査の請求の趣旨及び理由

四 再調査の請求年の年月日

は、再調査の請求書が前二項又は第百二十四条（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載）の規定に違反する場合には、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを求めなければならない。この場合において、不備が軽微なものであるときは、再調査審理庁は、職権で補正することができる。

再調査の請求人は、前項の正直を求められた場合には、その再調査の請求に係る税務署その他行政機関に出頭して補正すべき事項について陳述し、その陳述の内容を当該行政機関の職員が録取した書面を確認することによつても、これをることができる。

第三項の場合において再調査の請求人が同項の期間内に不備を補正しないとき、又は再調査の請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなときは、再調査審理庁は、第八十四条第一項から第六項まで（決定の手続等）に定める審理手続を経ないで、第八十三条第一項（決定）の規定に基づき、決定で、当該再調査の請求を却下することができる。（税務署長を経由する再調査の請求）

第八十二条 第七十五条第二項（第一号に係る部分に限る。）（国税局の職員の調査に係る处分についての再調査の請求）の規定による再調査の請求は、当該再調査の請求に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、再調査の請求人は、当該税務署長に再調査の請求書を提出してするものとする。

前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、再調査の請求書を当該税務署長の管轄区域を所轄する国税局長に送付しなければならない。

（決定）

3 第一項の場合における再調査の請求期間の計算については、同項の税務署長に再調査の請求書が提出された時に再調査の請求がされたものとみなす。

2 再調査の請求が理由がない場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。

3 再調査の請求が理由がある場合には、再調査審理庁は、決定で、当該再調査の請求に係る処

- 分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、再調査の請求人の不利益に当該処分を変更することはできない。

(決定の手続等)

第八十四条 再調査審理庁は、再調査の請求人又は参加人（第二百九十三条第三項（参加人）に規定する参加人をいう。以下この款及び次款において同じ。）から申立てがあつた場合には、当該申立てをした者（以下この条において「申立人」という。）に口頭で再調査の請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えるなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合には、この限りでない。

2 前項本文の規定による意見の陳述（以下この条において「口頭意見陳述」という。）は、再調査審理庁が期日及び場所を指定し、再調査の請求人及び参加人を招集してさせるものとする。

3 口頭意見陳述において、申立人は、再調査審理庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

4 再調査審理庁は、必要があると認める場合には、その行政機関の職員に口頭意見陳述を聽かせることができる。

5 口頭意見陳述において、再調査審理庁又は前項の職員は、申立人のする陳述が事件に關係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができる。

6 再調査の請求人又は参加人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。この場合において、再調査審理庁が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

7 再調査の請求についての決定は、主文及び理由を記載し、再調査審理庁が記名押印した再調査決定書によりしなければならない。

8 再調査の請求についての決定で当該再調査の請求に係る处分の全部又は一部を維持する場合における前項に規定する理由においては、その維持される处分を正当とする理由が明らかにされていなければならぬ。

9 再調査審理庁は、第七項の再調査決定書（再調査の請求に係る处分の全部を取り消す決定に係るもの）を除く。）に、再調査の請求に係る処分につき国税不服審判所長に対して審査請求を

することができる旨（却下の決定である場合にあつては、当該却下の決定が違法な場合に限り審査請求をすることができる旨）及び審査請求期間を記載して、これらを教示しなければならない。

再調査の請求についての決定は、再調査の請求人（当該再調査の請求が処分の相手方以外の者のもとものである場合における前条第三項の規定による決定にあつては、再調査の請求人及び処分の相手方）に再調査決定書の謄本が送達された時に、その効力を生ずる。

再調査審理庁は、再調査決定書の謄本を参加人に送付しなければならない。

再調査審理庁は、再調査の請求についての決定をしたときは、速やかに、第六項の規定により提出された証拠書類又は証拠物をその提出人に返還しなければならない。

（納稅地異動の場合における再調査の請求先等）

第八十五条 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税、電源開発促進税又は国際観光旅客税（国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべきもののを除く。次条第一項において同じ。）に係る税務署長、国税局長又は税関長（以下この条及び次条において「税務署長等」という。）の処分（國稅の徵收に関する処分及び滯納処分（その例による処分を含む。）を除く。）又は第三十六条第一項（納稅の告知）の規定による納稅の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び第六十八条第三項又は第四項（同条第三項の重加算税による部分に限る。）（重加算税）の重加算税に係る部分に限る。）若しくは第二号に係るもの（以下この条及び次条第一項において單に「処分」という。）があつた時以後にその納稅地に異動があつた場合において、その処分の際ににおける納稅地を所轄する税務署長等と当該処分について第七十五条第一項第一号イ又は第二項（第一号に係る部分に限る。）（國稅に関する処分についての不服申立て）の規定による再調査の請求をする際における納稅地（以下この条において「現在の納稅地」という。）を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、その再調査の請求は、これらの規定にかかわらず、現在の納稅地を所轄する税務署長等に対してもなければならぬ。この場合においては、そ

処分は、現在の納税地を所轄する税務署長等がしたものとみなす。

- 2 前項の規定による再調査の請求をする者は、再調査の請求書にその処分に係る税務署、国税局又は税関の名称を付記しなければならない。
- 3 第一項の場合において、再調査の請求書がその処分に係る税務署長等に提出されたときは、当該税務署長等は、その再調査の請求書を受理することができる。この場合においては、その再調査の請求書は、現在の納税地を所轄する税務署長等に提出されたものとみなす。

- 4 前項の再調査の請求書を受理した税務署長等は、その再調査の請求書を現在の納税地を所轄する税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人に通知しなければならない。

(再調査の請求事件の決定機関の特例)

- 第八十六条** 所得税、法人税、地方法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税、電源開発促進税又は国際観光旅客税に係る税務署長等の処分について再調査の請求がされている場合において、その処分に係る国税の納税地に異動があり、その再調査の請求がされている税務署長等に異動後の納税地を所轄する税務署長等とが異なることとなるときは、当該再調査の請求がされている税務署長等は、再調査の請求に係る事件を異動後の納税地を所轄する税務署長等に移送することができる。

- 前項の規定により再調査の請求に係る事件を移送があつたときは、その移送を受けた税務署長等に初めから再調査の請求がされたものとみなさないし、当該税務署長等がその再調査の請求についての決定をする。

- 3 第一項の規定により再調査の請求に係る事件を移送したときは、その移送を受けた税務署長等に初めから再調査の請求に係る再調査の請求書及び関係書類その他の物(以下「再調査の請求書等」という)をその移送を受けた税務署長等に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

- (審査請求書の記載事項等)
第八十七条 審査請求は、政令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。
年月日(当該処分に係る通知を受けた場合に提出されたものとみなす)
一 審査請求に係る処分があつたことを知つた
二 審査請求に係る処分があつたことを知つた
年月日(当該処分に係る通知を受けた場合に提出されたものとみなす)

(第三款 審査請求)

はその通知を受けた年月日とし、再調査の請求についての決定を経た後の処分について審査請求をする場合には再調査決定書の謄本の送達を受けた年月日とする。

三 審査請求の趣旨及び理由

- 四 審査請求の年月日

- 2 前項の書面(以下この款において「審査請求書」という)には、同項に規定する事項のほか、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 第七十五条第四項第一号(国税に関する処分についての不服申立て)の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合再調査の請求をした年月日

- 二 第七十五条第四項第二号の規定により再調査の請求についての決定を経ないで審査請求をする場合再調査の請求をした年月日

- 三 第一項の規定に該当するときは、同項の再調査の請求がされていてる税務署長、国税局長又は税關長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された再調査の請求書は、審査請求書とみなす。

- (他の審査請求に伴うみなす審査請求)

- 三 第一項第三号に規定する趣旨は、処分の取消し又は変更を求める範囲を明らかにするように記載するものとし、同号に規定する理由においては、処分に係る通知書その他の書面により通知されている処分の理由に対する審査請求人の主張が明らかにされていなければならないものとする。

- (処分序を経由する審査請求)
第八十八条 審査請求は、審査請求に係る処分(当該処分に係る再調査の請求についての決定を含む)をした行政機関の長を経由してすることは、当該行政機関の長に審査請求書を提出してもできる。この場合において、審査請求人は、当該行政機関の長に審査請求書を提出してもよい。

- 2 前項の場合には、同項の行政機関の長は、直ちに、審査請求書を国税不服審判所長に送付しなければならない。

- 3 第一項の場合における審査請求期間の計算については、同項の行政機関の長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

- (合意によるみなす審査請求)
第八十九条 税務署長、国税局長又は税關長に対して再調査の請求がされた場合において、当該税務署長、国税局長又は税關長がその再調査の請求を審査請求として取り扱うことと認めたものとす

めてその旨を再調査の請求人に通知し、かつ、当該再調査の請求人がこれに同意したときは、その同意があつた日に、国税不服審判所長に対し、審査請求がされたものとみなす。

- 2 前項の通知に係る書面には、再調査の請求に係る処分の理由が当該処分に係る通知書その他の書面により処分の相手方に通知されている場合を除き、その処分の理由を付記しなければならない。

- 3 第一項の規定に該当するときは、同項の再調査の請求がされていてる税務署長、国税局長又は税關長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。この場合においては、その送付された再調査の請求書は、審査請求書とみなす。

- (他の審査請求に伴うみなす審査請求)
第九十条 更正決定等(源泉徴収等による国税に係る納税の告知を含む)以下の条、第一百四条(併合審理等)及び第一百五十五条第一項第二号(不服申立ての前置等)において同じ)について審査請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等(その国税に係る附帯税の額を含む)以下この条、第一百四条及び第一百五十五条第一項第二号において同じ)についてされた他の更正決定等について税務署長、国税局長又は税關長に対し再調査の請求がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長、国税局長又は税關長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

- 2 更正決定等について税務署長、国税局長又は税關長に対し再調査の請求がされている場合において、当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等について審査請求がされたときは、当該再調査の請求がされた税務署長、国税局長又は税關長は、その再調査の請求書等を国税不服審判所長に送付し、かつ、その旨を再調査の請求人及び参加人に通知しなければならない。

- (答弁書の提出等)

- 第九十二条** 前条第一項の場合において、審査請求人が同項の期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、次条から第九十七条の四まで(担当審判官等の審理手続)に定める審理手続を経ないで、第九十八条第一項(裁決)の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

- (審理手続を経ないでする却下裁決)
第九十三条 前条第一項の場合において、審査請求人及び参加人が同項の期間内に不備を補正しないときは、国税不服審判所長は、次条から第九十七条の四まで(担当審判官等の審理手続)に定める審理手続を経ないで、第九十八条第一項(裁決)の規定に基づき、裁決で、当該審査請求を却下することができる。

- 2 審査請求が不適法であつて補正することができないことが明らかなときも、前項と同様とする。

- (審理手続の計画的進行)
第九十四条 審査請求人、参加人及び次条第一項に規定する原処分庁(以下「審理関係人」という)並びに担当審判官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

- (答弁書の提出等)

- 第九十五条** 国税不服審判所長は、審査請求書を受理したときは、その審査請求を第九十二条(審理手続を経ないでする却下裁決)の規定により却下する場合を除き、相当の期間を定めて、審査請求の目的となつた処分に係る行政機関の長(第七十五条第二項(第一号に係る部分に限る)(国税局の職員の調査に係る処分についての再調査の請求)に規定する処分にあつては、当該国税局長。以下「原処分庁」という)から、答弁書を提出させるものとする。この場合において、国税不服審判所長は、その受理した審査請求書を原処分庁に送付するものとする。

| |
|--|
| 2 前項の答弁書には、審査請求の趣旨及び理由に対応して、原処分庁の主張を記載しなければならない。 |
| 3 国税不服審判所長は、原処分庁から答弁書が提出されたときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。 (担当審判官等の指定) |
| 2 前項の規定による意見の陳述(次項及び第九十九条の四第二項第二号(審理手続の終結)において「口頭意見陳述」という。)に際し、前項の申立てをした者は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に關し、原処分庁に対して、質問を發することができる。 |
| 3 第八十四条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項決定の手続等の規定は、第一項の口頭意見陳述について準用する。この場合において、同条第二項中「再調査審理庁」とあるのは、「担当審判官」と、「再調査の請求人及び参加人」とあるのは、「全ての審理関係人」と、同条第三項中「再調査審理庁」とあるのは、「担当審判官」と、同条第五項中「再調査審理庁」又は前項の職員」とあるのは、「担当審判官」と、それぞれ読み替えるものとする。 |
| 4 参加審判官は、担当審判官の命を受け、第二項の許可及び前項において読み替えて準用する第八十四条第五項の行為をすることができる。 (証拠書類等の提出) |
| 5 第九十三条第三項(答弁書の送付)の規定により送付された答弁書に記載された事項に対する反論を記載した書面(以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ロ(審理手続の終結)において「反論書」という。)を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 |
| 6 参加人は、審査請求に係る事件に関する意見を記載した書面(以下この条及び第九十七条の四第二項第一号ハにおいて「参加人意見書」という。)を提出することができる。この場合において、担当審判官が、反論書を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 |
| 7 第百九条第一項(参加人)に規定する利害関係人(反論書等の提出) |

| |
|--|
| 2 前二号に掲げる者であつた者 |
| 3 留め置くこと。 |
| 4 留め置くこと。 |
| 5 前二号に規定する者の帳簿書類その他の物 |
| 6 参加人は、審査請求人から反論書の提出があったときはこれを参加人及び原処分庁に、参加人から参加人意見書の提出があつたときはこれを審査請求人及び原処分庁に、それぞれ交付しなければならない。 (口頭意見陳述) |
| 7 第百九条の二 審査請求人又は参加人の申立てがあつた場合には、担当審判官は、当該申立て |

| |
|--|
| 2 前項の規定による意見の陳述(次項及び第九十九条の四第二項第二号(審理手続の計画的遂行)において「審理手続の計画的遂行」という。)を提出するときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 |
| 3 前二項の場合において、担当審判官が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (審理のための質問、検査等) |
| 4 第九十七条の二 担当審判官は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他的事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第九十五条の二から前条第一項まで(口頭意見陳述等)に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。 |
| 5 第九十七条の三 担当審判官は、審理手続の申立てに該当するときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 (審理のための質問、検査等) |
| 6 第九十七条の四 担当審判官は、必要な審理を終えたと認めるときは、審理手続を終結するものとする。 |

| |
|---|
| 2 前項に定めるもののほか、担当審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。 |
| 3 第九十七条の四第一項(審理手続の終結)の規定による審理手続の終結の予定期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定期を変更したときも、同様とする。 |
| 4 第九十五条第一項後段(反論書等の提出) |
| 5 第九十五条第二項後段(参加人意見書) |
| 6 第九十五条第一項(答弁書の提出) |

二 第九十六条第三項（証拠書類等の提出）

の
物件

ホ 第九十七条第一項第一号（審理のための
質問、検査等）帳簿書類その他の物件

二 第九十五条の二第一項（口頭意見陳述）に
規定する申立てをした審査請求人又は参加人
が、正当な理由がなく、口頭意見陳述に出頭
しないとき。

三 担当審判官が前二項の規定により審理手続を
終結したときは、速やかに、審理関係人に對し、
審理手続を終結した旨を通知するものとする。
(裁決)

第九十八条 審査請求が法定の期間経過後にされ
たものである場合その他不適法である場合に
は、国税不服審判所長は、裁決で、当該審査請
求を却下する。

二 審査請求が理由がない場合には、国税不服審
判所長は、裁決で、当該審査請求を棄却する。

三 審査請求が理由がある場合には、国税不服審
判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の
全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更
する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分
を変更することはできない。

四 国税不服審判所長は、裁決をする場合 (第九
十二条) 審理手続を経ないでする却下裁決) の
規定により当該審査請求を却下する場合を除
く)には、担当審判官及び参加審判官の議決
に基づいてこれをしなければならない。
(国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等によ
る裁決)

第五十九条 国税不服審判所長は、国税庁長官が
発した通達に示されている法令の解釈と異なる
解釈により裁決をするとき、又は他の国税に係
る处分を行ふ際における法令の解釈の重要な先
例となると認められる裁決をするときは、あら
かじめその意見を国税庁長官に通知しなければ
ならない。

二 国税庁長官は、前項の通知があつた場合にお
いて、国税不服審判所長の意見が審査請求人の
主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官
が当該意見を相当と認める場合を除き、国税不
服審判所長と共に当該意見について国税審
議会に諮詢しなければならない。

三 国税不服審判所長は、前項の規定により国税
府長官と共同して国税審議会に諮詢した場合に
い。

は、当該国税審議会の議決に基づいて裁決をし
なければならない。

第一百条 削除

第一百一条 裁決は、次に掲げる事項を記載し、国
税不服審判所長が記名押印した裁決書によりし
なければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 審理関係人の主張の要旨

四 理由

二 第八十四条第八項（決定の手続等）の規定
は、前項の裁決について準用する。

三 裁決は、審査請求人（当該審査請求が処分の
相手方以外の者のしたものである場合における
第九十八条第三項（裁決）の規定による裁決に
あつては、審査請求人及び処分の相手方）に裁
決書の謄本が送達された時に、その効力を生ず
る。

四 国税不服審判所長は、裁決書の謄本を参加人
及び原処分庁（第七十五条第二項（第一号に係
る部分に限る。）（国税に関する処分についての
不服申立て）に規定する処分に係る審査請求に
あつては、当該処分に係る税務署長を含む。）に裁
決書に送付しなければならない。

(裁決の拘束力)

二 審査請求が理由がある場合には、国税不服審
判所長は、裁決で、当該審査請求に係る処分の
全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更
する。ただし、審査請求人の不利益に当該処分
を変更することはできない。

三 審理手続を経ないでする却下裁決) の規定
により当該審査請求を却下する場合を除く)には、
担当審判官及び参加審判官の議決に基づいて
これをしなければならない。

四 国税不服審判所長は、裁決をする場合 (第九
十二条) 審理手続を経ないでする却下裁決) の
規定により当該審査請求を却下する場合を除
く)には、担当審判官及び参加審判官の議決
に基づいてこれをしなければならない。

五 国税不服審判所長は、裁決をしたときには、
その不不服申立てについての決定又は裁
決があるまで、することができない。

六 従い、改めて申請又は請求に対する処分をしな
ければならない。

三 国税に関する法律に基づいて公示された処分
が裁決で取り消され、又は変更された場合には、
当該処分に係る行政機関の長は、裁決の趣旨に
従い、改めて申請又は請求に対する処分をしな
ければならない。

四 国税に関する法律に基づいて公示された処分
が取り消され、又は変更された旨を公示しなけ
ればならない。

五 国税に関する法律に基づいて処分の相手方に
外の第百九条第一項（参加人）に規定する利害
関係人に通知された処分が裁決で取り消され、
又は変更された場合には、当該処分に係る行政
機関の長は、その通知を受けた者（審査請求人
及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消さ
れ、又は変更された旨を通知しなければならな
い。

六 国税に関する法律に基づいて処分の相手方に
外の第百九条第一項（参加人）に規定する利害
関係人に通知された処分が裁決で取り消され、
又は変更された場合には、当該処分に係る行政
機関の長は、その通知を受けた者（審査請求人
及び参加人を除く。）に、当該処分が取り消さ
れ、又は変更された旨を通知しなければならな
い。

（証拠書類等の返還）

第一百三条 国税不服審判所長は、裁決をしたとき
は、速やかに、第九十六条第一項又は第二項
(証拠書類等の提出) の規定により提出された
証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件
及び第九十七条第一項第二号（審理のための質
問、検査等）の規定による提出要求に応じて提
出された帳簿書類その他の物件をその提出人に
出されたりしたとき、その提出人に返還しな
ければならない。

二 第百四条 再調査審理厅又は国税不服審判所長若
しくは国税庁長官（以下「国税不服審判所長若
等」という。）は、必要があると認める場合に
は、数個の不服申立てに係る審理手続を併合
し、又は併合された数個の不服申立てに係る審
理手続を分離することができる。

二 更正決定等について不服申立てがされていて
場合において、当該更正決定等に係る国税の課
税標準等又は税額等についてされた他の更正決
定等があるときは、国税不服審判所長等は、前
項の規定によるもののほか、当該他の更正決定
等について併せて審理することができる。ただ
し、当該他の更正決定等について不服申立ての
決定又は裁決がされているときは、この限りで
ない。

三 前項の規定の適用がある場合には、国税不服
審判所長等は、当該不服申立てについての決定
又は裁決において当該他の更正決定等の全部又
は一部を取り消すことができる。

四 前二項の規定は、更正の請求に対する処分に
ついて不服申立てがされている場合において、
当該更正の請求に係る国税の課税標準等又は税
額等についてされた他の更正又は決定があると
きについて準用する。

五 国税不服審判所長は、審査請求人が、徵收の
所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的とな
った処分に係る国税につき、滞納処分による差
押えをしないこと又は既にされている滞納処分
による差押えを解除することを求めた場合にお
いて、相当と認めるときは、徵收の所轄庁に対
し、その差押えをしないこと又はその差押えを
解除することを求めることができる。

六 徵收の所轄庁は、國税不服審判所長から第四
項の規定により徵收の猶予若しくは滞納処分の
続行の停止を求められ、又は前項の規定により
差押えをしないこと若しくはその差押えを解除
することを求められたときは、審査請求の目的
となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の
徵收を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止

及び処分の相手方) から別段の申出があるとき
を除き、その不服申立てについての決定又は裁
決があるまで、することができない。

二 再調査審理厅又は国税庁長官は、必要がある
と認める場合には、再調査の請求人又は第七十
五一条第一項第二号若しくは第二項（第二号に係
る部分に限る。）（国税に関する処分についての
不服申立て）の規定による審査請求をした者
の申立てにより、又は職権で、不服申立ての目
的となつた処分に係る国税の全部若しくは一部
の徵收を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停
止し、又はこれらを命ずることができる。

三 再調査審理厅又は国税庁長官は、再調査の請
求人等が、担保を提供して、不服申立ての目的
となつた処分に係る国税につき、滞納処分によ
る差押えをしないこと又は既にされている滞納
処分による差押えを解除することを求めた場合
において、相当と認めるときは、その差押えを
せず、若しくはその差押えを解除し、又はこれ
らを命ずることができる。

四 国税不服審理所長は、必要があると認める場
合には、審査請求人の申立てにより、又は職権
で、審査請求の目的となつた処分に係る国税に
つき、第四十三条（国税の徵收の所轄庁）及び
第四十四条（更生手続等が開始した場合の徵收
の所轄庁の特例）の規定により徵收の権限を有
する国税局長、税務署長又は税關長（以下この
条において「徵收の所轄庁」という。）の意見
を聽いた上、当該国税の全部若しくは一部の徵
收を猶予し、又は滞納処分の続行を停止するこ
とを徵收の所轄庁に求めることができる。

五 国税不服審理所長は、審査請求人が、徵收の
所轄庁に担保を提供して、審査請求の目的とな
った処分に係る国税につき、滞納処分による差
押えをしないこと又は既にされている滞納処分
による差押えを解除することを求めた場合にお
いて、相当と認めるときは、徵收の所轄庁に対
し、その差押えをしないこと又はその差押えを
解除することを求めることができる。

六 徵收の所轄庁は、國税不服審判所長から第四
項の規定により徵收の猶予若しくは滞納処分の
続行の停止を求められ、又は前項の規定により
差押えをしないこと若しくはその差押えを解除
することを求められたときは、審査請求の目的
となつた処分に係る国税の全部若しくは一部の
徵收を猶予し、若しくは滞納処分の続行を停止

に係る処分をした税務署長を経由してすることもできる。この場合において、審査請求人は、当該税務署長に審査請求書を提出してするものとする。

3 前項の場合には、同項の税務署長は、直ちに、審査請求書を税庁長官に送付しなければならない。

4 第二項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5 国税庁長官は、第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

第二節 評証

（行政事件訴訟法との関係）

第一百四条 国税に関する法律に基づく処分に関する訴訟については、この節及び他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（不服申立ての前置等）

第一百五条 国税に関する法律に基づく処分（第八十条第三項（行政不服審査法との関係）に規定する処分を除く。以下この節において同じ。）その他の一般の行政事件訴訟に規定する法律に基いてすることができるものの取消しを請求する訴えは、審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができない。たゞ、次の各号のいずれかに該当するときは、だしこの限りでない。

一 国税不服審判所長又は税庁長官に対して審査請求がされた日の翌日から起算して三月を経過しても裁決がないとき。

二 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した者が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

三 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

4 第二項の場合における審査請求期間の計算については、同項の税務署長に審査請求書が提出された時に審査請求がされたものとみなす。

5 国税庁長官は、第七十五条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による審査請求についての裁決をした場合には、裁決書の謄本を、審査請求人のほか、参加人及び当該審査請求に係る処分をした税務署長に送付しなければならない。

（原告が行うべき証拠の申出）

第一百六条 国税に関する法律に基づく処分（更正決定等及び納税の告知に限る。以下この項において「課税処分」という。）に係る行政事件訴訟法第三条第二項（処分の取消しの訴え）に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につき課税処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者である国が当該課税処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることはできなかつたことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行った主張又は証拠の申出は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一百五十七条第一項（時機に後れた攻撃防御方法の却下）の規定の適用においては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

第九章 雜則

（納税管理人）

第一百七条 個人である納税者がこの法律の施行地に住所及び居所（事務所及び事業所を除く。）を有せず、若しくは有しないこととなる場合又はこの法律の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人である納税者がこの法律の施行地にその事務所及び事業所を有せず、若しくは有しないこととなる場合において、納税申告書の提出その他国税に関する事項を処理する必要があるときは、その者は、当該事項を処理せらるため、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で当該事項の処理につき便宜を有するもののうちから納税管理人を定めなければならない。

2 紳税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の納税地を所轄する税務署長（保税地域からの引取りを含む）に、審査請求について決定又は再調査の請求又は審査請求について決定又は

裁決をした者は、その決定又は裁決をした時にその処分についての訴訟が係属している場合に、その再調査決定書又は裁決書の謄本をそのまま訴訟が係属している裁判所に送付するものとする。

2 紳税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人の届出をしなかつたものとして財務省令で定めるもの（次項から第六項までにおいて「特定事項」という。）を明示して、六十日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日（第五項において「指定日」という。）までに、前項の規定による納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができ。第一項の場合において、同項の納税者が第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、当該納税者に係る国税の納税地を所轄する国税局長又は税務署長は、この法律の施行地に住所又は居所を有する者で特定事項の処理につき便宜を有するもの（次項において「国内便宜者」という。）に対し、当該納税者の納税代理人となることを書面で求めることができ。

5 第三項の国税局長又は税務署長は、同項の納税者（以下この項及び第七項において「特定納税者」という。）が指定日までに第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたときは、前項の規定により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者を、特定事項を処理させる納税管理人（次項及び第七項において「特定納税管理人」という。）として指定することができる。

一 当該特定納税者が個人である場合 次に掲げる者

イ 当該特定納税者と生計を一にする配偶者その他の親族で成年に達した者

2 紳税者は、前項の規定により納税管理人を定めたときは、当該納税管理人に係る国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実について当該特定納税者との間の契約により密接な関係を有する者

ハ 電子情報処理組織を使用して行われる引その他の取引を当該特定納税者が継続的に又は反復して行う場を提供する事業者のを除く。）に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、これらの国税の納税地を所轄する税関長）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

3 一 当該特定納税者が法人である場合 次に掲げる者

イ 当該特定納税者との間にいづれか一方の法人が他方の法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二条（定期徴収等）の規定により徴収して納付すべきもの）を除く。）に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、これらの国税の納税地を所轄する税関長）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

4 法律（定期徴収等）及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二条（定期徴収等）の規定により徴収して納付すべきもの）を除く。）に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、これらの国税の納税地を所轄する税関長）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

5 法律（定期徴収等）及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第十二条（定期徴収等）の規定により徴収して納付すべきもの）を除く。）に関する事項のみを処理させるため、納税管理人を定めたときは、これらの国税の納税地を所轄する税関長）にその旨を届け出なければならない。その納税管理人を解任したときも、同様とする。

6 前項の国税局長又は税務署長は、同項の規定により特定納税管理人を指定した場合において、当該特定納税管理人に特定事項を処理させた国内便宜者のうちの者を除いたときは、同項の規定による特定納税管理人の指定を解除する必要がなくなつたときは、同項の規定による特定納税管理人の指定を解除するものとする。

7 前二項の国税局長又は税務署長は、第五項の規定により特定納税管理人を指定したとき、又は前項の規定により特定納税管理人の指定を解除したときは、特定納税管理人又は特定納税管理人であつた者及び特定納税管理者に対し、書面によりその旨を通知する。

（国税の課税標準の端数計算等）

8 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満額を切り捨てる。

9 政令で定める国税の課税標準については、前項の規定にかかわらず、その課税標準に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満額を切り捨てる。

であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 附帯税の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に一円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(国税の確定金額の端数計算等)

第一百十九条 国税(自動車重量税、印紙税及び帶税を除く。以下この条において同じ。)の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

政令で定める国税の確定金額については、前項の規定にかかわらず、その確定金額に一円未満の端数があるとき、又はその全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

国税の確定金額を、二以上の納付の期限を定め、一定の金額に分割して納付することとされている場合において、その納付の期限ごとの分割金額に千円未満(前項に規定する国税に係るものについては、一円未満)の端数があるときは、その端数金額は、すべて最初の納付の期限に係る分割金額に合算するものとする。

附帯税の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満(加算税に係るものについては、五千円未満)であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(還付金等の端数計算等)

第一百二十条 還付金等の額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 還付金等の額が一円未満であるときは、その額を一円として計算する。

3 還付加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 還付金等の額が一万円未満であるときは、その全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(供託)

第一百二十一條 民法第四百九十四条(供託)並びに第四百九十五条第一項及び第三項(供託の方法)の規定は、国税に関する法律の規定により、納税者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(国税に関する相殺)

第一百二十二条 国税と国に対する債権で金銭の給付を目的とするものは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金等に係る債権と国に対する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(納税証明書の交付等)

第一百二十三条 国税局長、税務署長又は税関長は、国税に関する事項のうち納付すべき税額その他の政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、政令で定めるところにより、これを交付しなければならない。

2 前項の証明書の交付を請求する者は、政令で定めるところにより、証明書の枚数を基準として定められた手数料を納付しなければならない。

(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載)

第一百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類(以下この条において「税務書類」という。)を提出する者は、当該税務書類にその氏名(法人については、名称。以下この条において同じ。)、住所又は居所及び番号(番号を有しない者にあっては、その氏名及び住所又は居所とし、税務書類のうち個人番号の記載を要しない書類(納稅申告書及び調書を除く。)として財務省令で定める書類については、当該書類を提出する者の氏名及び住所又は居所とする。)を記載しなければならない。この場合において、その者が法人であるとき、納税管理人若しくは代理人(代理人の権限を有することを書面で証明した者に限る。以下この条において同じ。)によつて当該税務書類を提出するときは、その者が法

律の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は国税の徵収若しくは同法の規定期にに基づいて行う相手国等の租税の徵収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に関して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、「一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。」

第一百二十七条 国税に関する調査(不服申立てに係る事件の審理のための調査及び第一百三十一条の質問、検査又は領置等に規定する犯則事件の調査を含む。)若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)若しくは租税条約等の実施に伴う所得税の規定期にに基づいて行う相手国等の租税の徵収に関する事務に従事している者又は従事していた者が、これらの事務に關して知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用したときは、「一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。」

第一百二十八条 第百二十七条の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 第百二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書に偽りの記載をして税務署長に提出した者

2 第一百三十二条(税務書類の作成)

2 第一百三十三条(税務書類の提出)

2 第一百三十四条(税務書類の提出)

2 第一百三十五条(税務書類の提出)

2 第一百三十六条(税務書類の提出)

2 第一百三十七条(税務書類の提出)

2 第一百三十八条(税務書類の提出)

2 第一百三十九条(税務書類の提出)

2 第一百四十条(税務書類の提出)

2 第一百四十二条(税務書類の提出)

2 第一百四十三条(税務書類の提出)

2 第一百四十四条(税務書類の提出)

2 第一百四十五条(税務書類の提出)

2 第一百四十六条(税務書類の提出)

2 第一百四十七条(税務書類の提出)

2 第一百四十八条(税務書類の提出)

2 第一百四十九条(税務書類の提出)

2 第一百五十条(税務書類の提出)

2 第一百五十一条(税務書類の提出)

2 第一百五十二条(税務書類の提出)

2 第一百五十三条(税務書類の提出)

2 第一百五十四条(税務書類の提出)

2 第一百五十五条(税務書類の提出)

2 第一百五十六条(税務書類の提出)

2 第一百五十七条(税務書類の提出)

2 第一百五十八条(税務書類の提出)

2 第一百五十九条(税務書類の提出)

(第十章 罰則)

第一百二十九条 第九十七条第一項第一号若しくは第二項(審理のための質問、検査等)の規定による質問に對して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をすると、若しくは當該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に處する。ただし、同条第四項に規定する審査請求人等は、この限りでない。

申告(その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。)をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徵収若しくは納付しないことを煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 紳士者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、又は国税の徵収若しくは納付をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

3 紳士者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

4 申告をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者は、この限りでない。

申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

5 法人の代表者(人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

6 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

7 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

8 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

9 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

10 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

11 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

12 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

13 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

14 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

15 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

16 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

(第一百二十九条 第九十七条第一項第一号若しくは第二項(審理のための質問、検査等)の規定による質問に對して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同条第一項第三号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避をすると、若しくは當該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者は、三十万円以下の罰金に處する。ただし、同条第四項に規定する審査請求人等は、この限りでない。

申告(その修正申告を含む。以下この条において「申告」という。)をしないこと、虚偽の申告をすること又は国税の徵収若しくは納付しないことを煽動した者は、三年以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。

2 紳士者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、虚偽の申告をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

3 紳士者がすべき申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、虚偽の申告をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。

4 申告をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者は、この限りでない。

申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

5 法人の代表者(人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

6 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

7 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

8 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

9 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

10 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

11 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

12 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

13 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

14 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

15 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

16 申告行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の

業務又は財産に關して前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は

人に対する當該各条の罰金刑を科する。

嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の捜索、証拠物若しくは没収すべき物件と思料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押さえることをいう。以下同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができる。こととされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3 前二項の場合において、急速を要するときは、当該職員は、臨検すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。

4 当該職員は、第一項又は前項の許可状（第四十七条（鑑定等の嘱託）を除き、以下「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨檢すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印

した許可状を当該職員に交付しなければならぬ。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体で、必要があるときは、みだりに当該求めに範囲を記載しなければならない。

7 当該職員は、許可状を他の当該職員に交付して、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押え（通信事務を取り扱う者に対する差押え）

第百三十三条 当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けたて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管していることが保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件との関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。この限りでない。

3 当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第百三十四条 当該職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介するとのできる

4 当該職員は、第一項又は前項の許可状（第四十七条（鑑定等の嘱託）を除き、以下「許可状」という。）を請求する場合においては、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 前項の規定による請求があつた場合においては、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨檢すべき物件若しくは場所、捜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印

超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができる。

3 第一項の規定による求めを行つ場合においては、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

4 第百三十五条 当該職員は、間接国税（消費税法第四十七条第二項（引取りに係る課税貨物についての課税標準額及び税額の申告等）に規定する課税貨物に課される消費税その他の政令で定める國税をいう。以下同じ。）に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行つて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 当該職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件との関係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえことができる。

3 当該職員は、前二項の規定による処分をした場合においては、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

（通信履歴の電磁的記録の保全要請）

第百三十六条 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、当該職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

（電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分）

1 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

2 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

3 第百三十五条（現行犯事件の臨検、捜索又は記録命令付差押えをするため必要があると

きは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。（処分を受ける者に対する協力要請）

3 第百三十九条 臨検すべき物件又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者は、当該職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対する電子計算機の操作その他必要な協力を求めることができる。（身分の証明）

第百四十条 当該職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。（警察官の援助）

第百四十二条 当該職員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所で臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする（所有者等の立会い）

3 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その所有者若しくは管理者（これらの者の代表者、代理人その他これらの人代わるべき者を含む。）又はこれらの者の使用者若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

4 前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体の職員を立ち会わせなければならない。（前二項の規定によることを要しない）

5 女子の身体について捜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(領置目録等の作成等)

当該職員は、領置、差押え又は記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第百四十三条)

当該職員は、領置、差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押本件を交付しなければならない。

(領置物件等の処置)

三十六条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定による処分を受けた者を含む。)又はこれらの者に代わるべき者にその賛同を交付しなければならない。

押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第百四十四条)

運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は所持者その他当該職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

(領置物件等の還付等)

第百四十五条 当該職員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を還付しなければならない。

2 国税庁長官、国税局長又は税務署長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからぬため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、国庫に帰属する。

(移転した上差し押された記録媒体の交付等)
第百四十六条 当該職員は、第百三十六条(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押された記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者が異なるときは、当該差押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定によ

る公告の日から六月を経過しても前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の当該職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊すること

ができる。

3 前項の許可の請求は、当該職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。

(臨検、捜索又は差押え等の夜間執行の制限)

第百四十八条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、してはならない。ただし、第百三十五条(現行犯事件の臨検、捜索又は差押え)の規定により処分をする場合及び消費税法第二条第一項第十一号(定義)に規定する課税貨物に課される消費税その他の政令で定める国税について旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所では、その公開した時間内にこれら処分をする場合は、この限りでない。

2 日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めるときは、日没後まで継続することができる。

(処分中の出入りの禁止)

第百四十九条 当該職員は、この節の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録の複写について準用する。

記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

当該職員が集取した重要な犯則事件の証拠は、各発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

(鑑定等の嘱託)

当該職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件、差押本件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の当該職員の所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊すること

ができる。

3 前項の許可の請求は、当該職員からこれをしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

5 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。ただし、その証拠が重要な犯則事件の証拠であるときは、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

(管轄区域外における職務の執行等)

(捜索証明書の交付)

第百五十二条 当該職員は、この節の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い合わせた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 当該職員は、この節の規定により検査又は調査をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 当該職員は、この節の規定により臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調書を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。

2 当該職員は、次に掲げる犯則事件の調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発しなければならない。

3 国税局長は、その管轄区域外においてその職務を執行することができる。

2 税務署長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

3 国税局長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

2 税務署長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

3 国税局長は、その管轄区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の税務署長に嘱託することができる。

第二節 犯則事件の処分

(間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発)

第百五十五条 当該職員は、次に掲げる犯則事件の調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発しなければならない。

2 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

3 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

2 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

3 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

2 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

3 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

2 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

3 申告納税方式による間接国税に関する犯則事件(酒税法第五十五条第一項又は第三項(罰則)の罪その他の政令で定める罪に係る事件に限る。)

ならない。ただし、重要な犯則事件の証拠については、この限りでない。

4 税務署の当該職員が集取した重要な犯則事件の証拠は、所轄国税局の当該職員に引き継がなければならない。

5 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

6 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

7 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

8 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

9 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

10 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

11 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

12 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

13 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

14 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

15 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

16 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

17 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

18 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

19 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

20 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

21 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

22 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

23 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

24 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

25 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

26 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

27 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

28 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する国税局の当該職員に引き継がなければならない。

29 同一の犯則事件が二以上の場所において発見されたときは、各発見地において集取された証拠は、最初の発見地を所轄する税務署の当該職員に引き継がなければならない。

三 証拠となると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

2 国税局の当該職員は、間接国税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果を所轄国税局長又は所轄税務署長に通報しなければならない。ただし、前項各号のいずれかに該当する場合においては、直ちに検察官に告発しなければならない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告处分等)

第二百五十七条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは、その理由を明示し、罰金に相当する金額、没収に該当する物件、追徴金に相当する金額並びに書類の送達並びに差押物件又は記録命令付差押物件の運搬及び保管に要した費用を指定の場所に納付すべき旨を書面により通告しなければならない。この場合において、没収に該当すると認めるときは、同項の規定にかかるらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

2 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかるらず、国税局長又は税務署長は、直ちに検察官に告発しなければならない。

一 情状が拘禁刑に処すべきものであるとき。
二 犯則者が通告の旨を履行する資力がないとき。

3 第一項の規定による通告に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、国税局長又は税務署長は、犯則者が当該通告の旨を履行し、又は前項若しくは次条の規定により告発するまでの間、職権で、当該通告を更正することができる。

4 第一項の規定により通告があつたときは、公訴の時効は、その進行を停止し、犯則者が当該通告を受けた日の翌日から起算して二十日を経過した時からその進行を始める。

5 犯則者は、第一項の通告の旨(第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正後の通告の旨)次項及び次条第一項において同じ。)を履行した場合において、同一事件について公訴を提起されない。

6 犯則者は、第一項後段の通告の旨を履行した場合において、没収に該当する物件を所持するときは、公売その他の必要な処分がされるまで、これを保管する義務を負う。ただし、その保管に要する費用は、請求することができない。

(間接国税に関する犯則事件についての通告処分の不履行)

第二百五十八条 犯則者が前条第一項の通告(同条第三項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」といいう。)を受けた場合において、当該通告等を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、検察官に告発しなければならない。

2 该更正。以下この条において「通告等」といいう。)を受けた場合は、この限りでない。

3 第二項の規定による更正があつた場合には、当該更正。以下この条において「通告等」といいう。)を受けた日の翌日から起算して二十日以内に当該通告の旨を履行しないときは、国税局長又は税務署長は、検察官に告発しなければならない。ただし、当該期間を経過しても告発前に履行した場合は、この限りでない。

2 犯則者の居所が明らかでないため、若しくは該犯則者が通告等に係る書類の受領を拒んだため、又はその他の事由により通告等をすることができないときも、前項と同様とする。

(検察官への引継ぎ)

第二百五十九条 間接国税に関する犯則事件は、第一項ただし書(間接国税に関する犯則事件についての報告等)の規定による国税局若しくは税務署の当該職員の告発、同条第二項ただし書の規定による国税局の当該職員の告発又は第二百五十七条第二項(間接国税に関する犯則事件についての報告処分等)若しくは前条の規定による国税局長若しくは税務署長の告発を待つて論ずる。

2 第二百五十五条(間接国税以外の国税に関する犯則事件等についての告発)の規定による告発又は前項の告発は、書面をもつて行い、第一百五十二条各項(調書の作成)に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならぬ。

3 前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が第二百四十四条第一項(領置物件等の処置)の規定による保管に係るものである場合においては、同項の規定により領置物件をもつて引き継ぐとともに、その旨を同項の規定により当該物件を保管された者に通知しなければならない。

4 前二項の規定により領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件が引き継がれたときは、当該物件は、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定により検察官によつて押収されたものとみなす。

5 第二項の告発は、取り消すことができない。(犯則の心証を得ない場合の通知等)

第二百六十条 国税局長又は税務署長は、間接国税に関する犯則事件を調査し、犯則の心証を得ないと認めると認められるものを隠滅するおそれがあるとき。

い場合には、その旨を犯則嫌疑者に通知しなければならない。この場合において、物件の領置、差押え又は記録命令付差押えがあるときは、その解除を命じなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。ただし、第八章(不服審査及び訴訟)の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

(従前の税法に基づく処分又は手続の効力)

第二条 この法律の施行前に、この法律の施行前の国税に関する法律(以下「従前の税法」という。)の規定又はこれに基づき若しくはこれを実施するための命令の規定によつてした更正、告知、督促、徵收猶予、担保の徵取又は申告、申請、請求、證明、納付委託その他の処分又は手続で、この法律に相当規定があるものは、この附則又は他の国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、この法律の相当の規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

(申告納税方式による国税の加算税の納付に関する経過措置)

第三条 第三十五条第三項(加算税の納付)の規定は、この法律の施行後に賦課決定通知書を発した場合について適用する。

(繰上保全差押に関する経過措置)

第四条 第三十八条第三項及び第四項(繰上保全十二条各項(調書の作成)に規定する調書を添付し、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件があるときは、これを領置目録、差押目録又は記録命令付差押目録とともに検察官に引き継がなければならぬ。

第五条 第五十八条(還付加算金)の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする還付金等に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算については、従前の税法の例による。

(延滞税に関する経過措置)

第六条 第六章第一節(延滞税)の規定は、この法律の規定による延滞税の定めがあるものを除き、この法律の施行後に納付する国税について適用する。この場合において、この法律の施行前に、従前の税法の規定により督促状が

発せられているときは、当該国税につき納付すべき延滞税の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一 当該国税につき、この法律の施行後の期間に応じ、従前の税法の規定により納付すべき利子税額の計算に準じて計算した金額(従前

の税法の簡易利子税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

二 当該国税につき、この法律の施行後の期間(その督促状を発した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行後であるときは、同日以後の期間)に応じ、従前の税法の規定により徵收すべき延滞加算税額の計算に準じて計算した金額(従前の税法の簡易利子税額表に関する規定を適用しないものとし、その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる国税の額百円につき一日二銭とする。)

三 前項第二号に掲げる金額を計算する場合において、同号の規定により計算した金額が、同号の督促状を発した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に対しして百分の五の割合を乗じて計算した金額から次条の規定により徵收する延滞加算税額を控除した金額を二乗るとときは、そのこえの金額を控除するものとする。

4 前三項の規定による延滞税については、その納付の基因となつた国税に係る利子税額又は延滞加算税額につき従前の税法の規定によりされた督促又は滞納処分をもつて、当該延滞税の督促又は滞納処分がされたものとみなす。

(利子税額及び延滞加算税額に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた国税につき従前の税法の規定により納付し、又は徵收すべきであつた利子税額及び延滞加算税額(延滞加算税額については、この法律の施行前に従前の税法の規定による督促がされた国税に係るものに限る。)については、従前の税法の例による。ただし、これらの額の計算上の期間は、この法律の施行日の前日までとする。

2 前項の場合において、同項の利子税額でこの法律の施行後において更正又は決定により納付すべきこととなるものについては、従前の税法の例による納税の告知に代えて、その額をその計算の基礎となつた国税の額にあわせて納付す

べき旨を更正通知書又は決定通知書に記載するものとする。

(利子税額等の徴収に関する経過措置)
第八条 前条の規定により納付し、又は徴収すべき利子税額及び延滞加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、延滞税の額とみなす。

(加算税に関する経過措置)

第六章第二節(加算税)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限(不納付加算税については法定納定期とし、これらの期限のない国税については政令で定める日とする。以下この条において同じ)が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定申告期限が到来した国税に係る過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額の賦課については、従前の税法の例による。

前項の規定により徴収すべき過少申告加算税額、無申告加算税額、軽加算税額、源泉徴収加算税額及び重加算税額は、国税の徴収に関する法律の規定の適用については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

(国税の更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置)

第十一条 第七十一条(国税の更正、決定等の期間制限の特例)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限又は課税標準申告書の提出期限(これららの期限のない国税については、政令で定める日。以下この条において同じ)が到来する国税について適用し、この法律の施行前に法定納期限又は課税標準申告書の提出期限に相当する期限又は時間が到来した国税につき更正又は決定をすることができる期間については、従前の税法の例による。

2 附則第一条规定する前日(前日には、従前の税法の例による。)

3 再調査の請求又は審査の請求につき、附則第三条ただし書に規定する日前にされた再調査の請求又は審査の請求(同日前にされた再調査の請求に係るものと含む。)については、同日後も、従前の税法の例による。

いは、この法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てをすることができない。前項の規定によりこの法律の施行後にされる決定についても、同様とする。

(国税の確定金額の端数計算に関する経過措置)
第九条 第六章第二節(加算税)の規定は、この法律の施行後に法定申告期限(不納付加算税については法定納定期とし、これらの期限のない国税については政令で定める日とする。以下この条において同じ)が到来する国税について適用する。

前項の規定は、この法律の施行前に計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

(国税の確定金額(附則第六条第二項の規定による計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

(国税の確定金額(附則第六条第二項の規定による計算する延滞税の額を除く。)について適用し、この法律の施行前に計算した国税の確定金額については、従前の税法の規定により計算したところによる。

附則(昭和四〇年三月三一日法律第三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第二条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第三条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第四条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第五条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第六条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第七条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第八条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第九条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十条 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十一條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十二條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十三條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十四條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十五條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十六條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第十七條 第二章の規定による改正後の国税に関する法律の規定(所得税及び法人税に関する部分に限る。)は、別段の定めがあるものを除き、法律の規定については、第六章第二節に規定する加算税とみなす。

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第二条 改正後の国税通則法(以下「新法」という。)第二十三条第一項の規定は、改正前の国税通則法(以下「旧法」という。)第二十三条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する更正の請求について適用する。

第三条 新法第五十八条の規定は、この法律の施行後に支払決定又は充当をする国税(その滞納処分費を含む。)に係る還付金又は過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部でこの法律の施行前の期間に対応するものの計算によって、到来する更正の請求について適用する。

第四条 新法第六十三条第四項の規定は、この法律の施行後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞税の額の計算について適用する。

第五条 新法第七十七条第一項の規定は、旧法第七十六条第一項又は第七十九条第一項若しくは新法第七十七条第一項の規定による期限がこの法律の施行後に到来する異議申立て又は審査請求について適用する。

第六条 国税に関する法律に基づく処分(酒税法第二章の規定による処分を除く。)に対する異議申立て若しくは審査請求又はこれらについて

第一条 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第二条 この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

第三条 この法律は、昭和四二年六月一二日法律第三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 改正後の国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお從前の例によ

る。

第三条 この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 改正後の国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお從前の例によ

る。

第三条 この法律は、昭和四一年三月三一日法律第三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 改正後の国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお從前の例によ

る。

第三条 この法律は、昭和四十一年三月三一日法律第三号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年三月三一日から施行する。

第二条 改正後の国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金について適用し、同日前に計算した国税の課税標準若しくは確定金額又は還付加算金については、なお從前の例によ

る。

の決定若しくは裁決その他の処分若しくは手続で、この法律の施行前に旧法又は行政不服審査法の規定によつてされたものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる処分又は手続とみなして、新法第八章第一節の規定を適用する。

一 異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続 新法の相当規定によつてされた異議申立て又はこれについての決定その他の処分若しくは手続

二 国税局長に対してもうされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続に相当規定により国税不服審判所長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続

三 国税局長に対してされた審査請求又はこれについての裁決その他の処分若しくは手続に相当規定により新法の相当規定によつてされた異議申立て又はこれについての決

前項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものに係る旧法第八十三条第一項の協議団の議決は、新法第九十八条第三項の議決とみなす。

(答弁書の特例)

第七条 前条第一項第二号の規定により新法の相当規定によつてされた審査請求とみなされたものについては、国税不服審判所長は、新法第九十三条第一項及び九十四条の規定にかかると答弁書を提出させないで担当審判官を指定することができる。

(不服申立ての前置の特例)

第八条 この法律の施行前に、旧法の規定により国税局長又は税関長に対してされた異議申立てがある場合における新法第一百五十五条第一項の規定については、当該異議申立てに係る処分は異議申立てについての決定を経た後審査請求をすることができる処分に含まれないものとし、当該異議申立ては国税局長官に対してされたものとする。

(政令への委任)

第九条 附則 第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(昭和四五年四月一日法律第一三

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

| | |
|---|--|
| <p>附 則 (昭和五三年五月二三日法律第八九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四六年六月三日法律第九九(国税通則法の一項改正に伴う経過措置)施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律の施行前ににおいて第三者が国税を納付すべき者に代わつてその国税の納付をした場合については、前条の規定による改正後の国税通則法第四十一条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (昭和四七年三月三一日法律第七号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四七年四月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和四七年六月一二日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四八年四月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (昭和四八年四月二六日法律第二二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布的日の翌日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五六年三月三一日法律第八一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五六年三月三一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (昭和四九年六月六日法律第七九号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、昭和四九年十月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五六年五月二七日法律第五四号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五六年五月二七日から施行する。</p> |

| | |
|--|--|
| <p>附 則 (昭和五三年四月一八日法律第二五号) 抄</p> <p>(施行期日等)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五六年三月三一日法律第五一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (昭和五六年六月一日法律第六一号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第四五十九号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五六六年六月一日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五六六年六月一日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五六六年六月一日から施行する。</p> |
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> | <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第六二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年四月一日から施行する。</p> | <p>第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徵収権の時効については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> | <p>第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徵収権の時効については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> | <p>第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徵収権の時効については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> | <p>第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徵収権の時効については、なお従前の例による。</p> |
| <p>附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五二号) 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、昭和五九年三月三一日から施行する。</p> | <p>第一項に規定する法定納期限が到来する国税について適用し、この法律の施行前に当該法定納期限が到来した国税の徵収権の時効については、なお従前の例による。</p> |

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三条 前条に定めるものほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

第三条 (地方税法第百五十一条の改正規定) 第一百十一条(地方税法第百五十一条の改正規定)、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る)、第十九条(不動産登記法第二十一条第四項及び同法第五十一条の改正規定)、同法第五十七条から第五十九条までの改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条第三項の改正規定、同法第八十三条の改正規定及び同法第八十四条の改正規定に限る)、第二十一条(商業登記法第百三十三条の改正規定に限る)、第二十二条(新法人税法)という)、第二十二条の規定、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条の規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第一百二条の第二項の改正規定並びに附則第九条(第二十二条の改正規定(三千万円)を「千円」に改める部分に限る)、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第三十一条第三項の改正規定及び同法第一百二条の第二項の改正規定並びに附則第九条(第二十二条の改正規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という)、第二十二条の八口及び第二十二条の十一口に係る部分に限る)、第十一條から第十三条まで、第百四十二条(新法人税法)という)、第二十二条の規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定(通信事業・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る)、並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第百四十二条(国税通則法五百五十二条の規定

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
二及び三 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イから今まで 略

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る)、第五十二条、第五十三条の改正規定に限る)、第四十五条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一四年一二月一三日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十四年法律第一百五十四号の施行の日から施行する。

第一条 この法律は、会社更生法(平成十四年法律第一百五十四号)の施行の日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にしての行為に対する罰則の適用に関する経過措置

る罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成十五年三月三十一日
イ 第二条中法人税法第二条第十二号の八口の改正規定、同法第十二条の十一口の改正規定、同法第五十七条から第五十九条までの改正規定、同法第七十二条第三項の改正規定、同法第八十条の改正規定、同法第八十一条の改正規定、同法第八十二条の改正規定及び同法第八十三条の改正規定に限る)、同法第三十七条第一項の改正規定、同法第四十二条から第三十一条第三項の改正規定並びに附則第九条(第二十二条の改正規定による改正後の法人税法(以下「新法人税法」という)、第二十二条の八口及び第二十二条の十一口に係る部分に限る)、第十一條から第十三条まで、第百四十二条(新法人税法)という)、第二十二条の規定、同法第六十条第八項の改正規定、同法第五章中第六十三条の次に一条を加える改正規定、同法第六十五条の改正規定並びに同法別表第三第一号の改正規定(通信事業・放送機構の項を削る部分及び労働福祉事業団の項を削る部分に限る)、並びに附則第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十一条及び第百四十二条(国税通則法五百五十二条の規定

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
二及び三 略

四 次に掲げる規定 平成十五年十月一日
イから今まで 略

ト 第九条中石油税法の題名の改正規定、同法第一条の改正規定、同法第三条の改正規定、同法第四十八条(自動車重量税法第十条の次に一条を加える改正規定に限る)、第五十二条、第五十三条の改正規定に限る)、第四十五条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日(罰則に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年三月三一日法律第一五二号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十五年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。

五 次に掲げる規定 信託業法(平成十六年法律第一百五十四号)の施行の日
イから今まで 略

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一四七号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十七年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十七年四月一日から施

行する。

附 則 (平成一六年一二月一日法律第一五〇号) 抄

(施行期日) 第二条 この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)
第五十三条 第九条の規定(附則第一条第七号子に掲げる改正規定に限る。)による改正後の国税通則法の規定は、信託法施行日以後に効力が生ずる信託(遺言によつてされた信託にあっては、信託法施行日以後に遺言がされたものに限り、新法信託を含む。)について適用し、信託法施行日前に効力が生じた信託(遺言によつてされた信託にあっては信託法施行日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百五十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置)

第一百五十九条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国税通則法の一一部改正に伴う経過措置)

第七十一条 この法律は、平成二十一年三月三一日法律第一号(平成二十一年三月三一日法律第一号)抄(抄)による。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国税通則法の一一部改正に伴う経過措置)

第七十二条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

(国税通則法の一一部改正に伴う経過措置)

第七十三条 この法律は、平成二十一年三月三一日法律第一号(平成二十一年三月三一日法律第一号)抄(抄)による。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年三月三一日から施行する。

(国税通則法の一一部改正に伴う経過措置)

第七十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百一十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百一十一条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に關し必要な事項(この附則の規定の読み替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百一十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四号)の公布の日から施行する。

(附則(平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次条の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。))

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 平成二十二年六月一日
 イからカまで 略
 ヨ 第十五条の規定(国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定、同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定を除く。)

二 略
 三 次に掲げる規定 平成二十二年十月一日
 イからハまで 略
 ヨ 第十五条中国税通則法第二条第六号ハ(2)の改正規定、同法第六十五条第三項第二号ロの改正規定及び同法第七十一条第二項の改正規定並びに附則第四十一条の規定

(国税通則法の一一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 第十五条の規定による改正後の国税通則法第七十一条第二項の規定は、平成二十二年十月一日以後に行われる同項に規定する分割等(同項に規定する現物分配のうち、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。)について適用し、同日前に行われた第十五条の規定による改正前の国税通則法第七十一条第二項に規定する分割等については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百一十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百一十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百一十五条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百一十六条 第十七条の規定による改正規定(第百二十八条)を「第二百二十九条」に改める部分を除く。、同法第七十四条の第二項の改正規定、同法第七章の二中同条を加える改正規定及び同法第七十四条の二第二項の改正規定、同法第七章の二中同条を加える改正規定(第二百二十九条)に改める部分を除く。並びに附則第三十九条から第四十一条までの規定

(更正の請求に関する経過措置)

第三十六条 第十七条の規定による改正後の国税通則法(以下「新国税通則法」という。)第二十三条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適

用し、施行日前に第十七条の規定による改正前の国税通則法(以下「旧国税通則法」という。)第二十三条第一項に規定する法定申告期限が到来する。ただし、次条の規定は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四号)の公布の日から施行する。

間における新国税通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「九年」とあるのは、「七年」とする。

(国税の更正の期間制限に関する経過措置)

第三十七条 新国税通則法第七十条第一項(同項第一号に係るものに限る。)及び第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

日が到来する国税について適用し、施行日前に旧国税通則法第七十条第一項に定めた日が到来した国税については、なお従前の例による。

日が到来する国税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた新国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

日が到来する国税について適用し、法人の同日前に終了した事業年度又は連結事業年度において生じた旧国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額については、なお従前の例による。

(当該職員の質問検査等に関する経過措置)

第三十九条 新国税通則法第七十四条の二から第七十四条の六まで、第七十四条の八(新国税通則法第七十四条の七に係る部分を除く。)及び

第一号に規定する納稅義務者又は調書等の提出義務者に対する行う同条第一項に規定する質問検査等(同日前から引き続き行われている調査又は徵収(同日前にこれらの人に対する当該調査又は徵収に係る旧所得税法第二百三十四条、

| | |
|--------------------------------------|---|
| 二 略 | <p>一号を加える改正規定に限る。) 及び第五十条の規定 公布の日</p> <p>三 第四条、第七条、第八条、第十条から第十二条まで、第十四条、第十五条、第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条、第二十九条(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号))の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項(第十条第二項において準用する場合を含む。)」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九条第二項において準用する第二十二条第二項に改める部分に限る。)、第三十一条、第三十二条及び第四十三条の規定 番号利用法附則第一条第四项に掲げる規定の施行の日</p> |
| 四 及 び 五 略 | <p>三 次に掲げる規定 平成二十七年四月一日 イ 及びロ 略 ハ 第七条中国税通則法第四十六条の改正規定 同条の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定並びに同法第三十九条第一項の規定 平成二十八年四月一日 四 及 び 五 略</p> |
| 六 次 に 掲 げ る 規 定 | <p>六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日 イ からハまで 略 ニ 第七条中国税通則法第十九条第四项第三号への改正規定(「第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)」を「第一百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)」に改める部分に限る。)、同法第六十五条第三項第二号イの改正規定及び同号の改正規定(「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」を「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」に改める部分に限る。)</p> |
| 九 号 | <p>九号) 抄</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| 七 か ら 十一 ま で | <p>七から十一まで 略 十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日</p> |
| 八 号 イ 略 | <p>八号) 第七条中国税通則法第十五条第二項第三号の改正規定、同法第十九条第四项第三号ハの改正規定(「第一百四十五条第一項(外國法人に対する準用)」を「第一百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)」に改める部分を除く。)、同法第二十条第一項の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第三十三条第二項の改正規定、同法第四十三条第二項の改正規定、同法第六十五条第三項第二号の改正規定(同号イの改正規定及び同号ロの改正規定を除く。)、同法第七十四条の二の改正規定、同法第七十五条第四項の改正規定並びに同法第八十五条第一項及び第八十六条第一項の改正規定</p> |
| 九 号 九 号 | <p>九号) 抄</p> |

| | |
|---|--|
| 十 二 次 に 掲 げ る 規 定 | <p>十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日</p> |
| 三 略 | <p>三 第二十九条 第七条の規定による改正後の国税通則法(以下この条において「新国税通則法」という。)第四十六条から第四十七条まで及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される新国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された第七条の規定による改正前の国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予については、なお従前の例による。</p> |
| 四 及 び 五 略 | <p>四 新国税通則法第七十四条の九の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。</p> |
| 六 次 に 掲 げ る 規 定 | <p>六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日 イ からハまで 略 ニ 第七条中国税通則法第十九条第四项第三号への改正規定(「第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)」を「第一百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)」に改める部分に限る。)、同法第六十五条第三項第二号イの改正規定及び同号の改正規定(「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」を「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」に改める部分に限る。)</p> |
| 九 号 | <p>九号) 抄</p> |

| | |
|---|--|
| 十 二 次 に 掲 げ る 規 定 | <p>十二 次に掲げる規定 地方法人税法の施行の日</p> |
| 三 略 | <p>三 第二十九条 第七条の規定による改正後の国税通則法(以下この条において「新国税通則法」という。)第四十六条から第四十七条まで及び第四十九条の規定は、平成二十七年四月一日以後に申請される新国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予について適用し、同日前に申請された第七条の規定による改正前の国税通則法第四十六条第一項から第三項までの規定による納税の猶予については、なお従前の例による。</p> |
| 四 及 び 五 略 | <p>四 新国税通則法第七十四条の九の規定は、平成二十六年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。</p> |
| 六 次 に 掲 げ る 規 定 | <p>六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日 イ からハまで 略 ニ 第七条中国税通則法第十九条第四项第三号への改正規定(「第一百四十五条第一項(外国法人に対する準用)」を「第一百四十四条の十三第十二項(欠損金の繰戻しによる還付)」に改める部分に限る。)、同法第六十五条第三項第二号イの改正規定及び同号の改正規定(「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」を「第一百四十五条第一項の規定による改正規定に限る。)」に改める部分に限る。)</p> |
| 九 号 | <p>九号) 抄</p> |

成三十年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額（国税通則法第二条第六号ハに規定する純損失等の金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

新国税通則法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用し、施行日前に第六条の規定による改正前の国税通則法（第五項において「旧国税通則法」という。）第六十六条第六項に規定する法定申告期限が到来した国税については、なお従前の例による。

新国税通則法第七十条第二項の規定は、法人の平成三十年四月一日以後に開始する事業年度又は連結事業年度において生ずる純損失等の金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

新国税通則法第七十四条の九第六項の規定は、平成二十七年七月一日以後にされる同条第一項の規定による通知について適用する。

新国税通則法第七十四条の十一第六項の規定は、施行日以後にされる同項の修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付又は同条第一項に規定する更正決定等（いずれも施行日前から引き続き行われている調査（施行日前に国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対し当該調査に係る同条第一項に規定する質問検査等（以下この項において「質問検査等」という。）を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものと除く。）の後にに行う新国税通則法第七十四条の改正規定及び同法第七十四条の三の改正規定を除く。）並びに附則第五十四条の三の改正規定及び同法第三十四条の五の改正規定を除く。）の施行日前にされた旧国税通則法第七十四条の十一第六項の修正申告書若しくは期限後申告書の提出若しくは源泉徴収による所得税の納付又は同条第一項に規定する更正決定等（いずれも施行日前から引き続き行われている調査（施行日前に国税通則法第七十四条の九第三項第一号に規定する納税義務者に対し当該調査に係る同条第一項に規定する質問検査等（以下この項において「質問検査等」という。）を行っていたものに限る。以下この項において「経過措置調査」という。）に係るものと除く。）の後にに行う新国税通則法第七十四条の十一第六項の規定による改正申告期限が到来した国税については、な

第一百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる罰則に関する経過措置）規定にあつては、当該規定。以下この条においては、なお従前の例による。

新国税通則法第六十六条第六項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定申告期限が到来する国税について適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二七年九月九日法律第六五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第七条並びに附則第十四条、第十七条及び第二十条の規定（公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。）

附 則（平成二八年三月三一日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年一月一日

イからハまで 略

四 新国税通則法第三十四条の二（見出しを含む。）の改正規定及び附則第四十一条第一項の規定 平成三十年十月一日

イ及びロ 略

ハ 第八条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定 平成三十年十一月一日

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イからハまで 略

四 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

五 次に掲げる規定 平成三十一年四月一日

イからハまで 略

六 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

七 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

八 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 略

ロ 第六条中国税通則法第七十四条の二の改正規定 平成二十九年一月四日

正規定

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十四条 第六条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第九条の二の規定は、平成二十九年一月一日以後に施行する。

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月二八日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

月一日以後に行われる同条に規定する合併等について適用する。

合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（その他の経過措置の政令への委任）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イからハまで 略

四 第八条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定 平成三十年十一月一日

イ及びロ 略

ハ 第八条中国税通則法第七十一条第二項の改正規定 平成三十年十一月一日

一及び二 略

三 次に掲げる規定 平成二十九年十月一日

イからハまで 略

四 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

五 次に掲げる規定 平成三十一年四月一日

イからハまで 略

六 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

七 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

八 第八条の規定（同条中国税通則法第十九条第四項第三号ハの改正規定、同法第三十九条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同法第七十二条の改正規定を除く。）並びに附則第四十条第二項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百二十四条まで、第百十八条、第百二十四条、第百二十五条、第百二十九条から第百三十三条まで、第百三十五条並びに第百三十六条の規定

九 次に掲げる規定 令和五年十月一日

イ 略

ロ 第六条中国税通則法第七十四条の二の改正規定 平成二十九年一月四日

正規定

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二八年一月二八日法律第八五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

法人税法（以下「新地方法人税法」という。）、第十三条の規定（同号へに掲げる改正規定による改正後は、次項において同じ。）による改正後の国税通則法、第十四条の規定（同号トに掲げる改正規定による改正後は、次項において同じ。）による改正後は、後後の国税徴収法、第十六条の規定による改正後は、の租税特別措置法（以下「四年新措置法」という。）、第二十一条の規定による改正後の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等による国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年新震災特例法」という。）及び第三十条の規定（同号ネに掲げる改正規定による。次項において同じ。）による改正後の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、法人（人格のない社団等を含む。次項及び附則第二十二条において同じ。）の令和四年四月一日以後に開始する事業年度（第三条の規定による改正前の法人税法（以下「旧法人税法」という。）第二条第十二号の七に規定する連結親法人事業年度をいう。以下附則第三十二条までにおいて同じ。）が同日前に開始した事業年度（以下この条において「旧事業年度」という。）を除く。）の所得に対する法人税及び同日以後に開始する課税事業年度（旧事業年度を除く。）の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

則法、第十四条の規定による改正前の国税徴収法、第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「四年旧措置法」という。）、第十七条の規定（附則第一条第五号又は掲げる改正規定に限る。）による改正前の外國居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（国税通則法の一部改正に伴う経過措置）

第五十二条 第十三条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」という。）第七十条第四項の規定は、施行日以後に同条第一項第三号に定める日が到来する国税について適用する。

3 新国税通則法第七十二条第一項の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来する国税について適用する。

2 新国税通則法第七十二条第一項の規定は、施行日以後に新国税通則法第七十条第一項各号に定める期限又は日が到来した国税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第一百七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

（政令への委任）

第一百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三一日法律第四号）抄

（施行期日）

二 次に掲げる規定 令和四年十一月三十一日
イ及びロ 略

ハ 第九条中国税通則法第十九条第四項の改正規定、同法第二十三条第三項の改正規定及び同法第三十五条第二項の改正規定並びに附則第二十条第一項の規定

三から五まで 略

六 次に掲げる規定 令和六年一月一日
イ及びロ 略

ハ 第九条中国税通則法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十四条の二第五項の改正規定並びに附則第二十条第二項及び第七十九条（地価税法第三十一条第二項第二号の改正規定に限る。）の規定

（国税通則法一部改正に伴う経過措置）

第二十条 第九条の規定による改正後の国税通則法（以下この条において「新国税通則法」といいう。）第十九条第四項及び第二十三条第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に課税期間が終了する國稅（課稅期間のない國稅については、同日後にその納稅義務が成立する當該國稅）に係る新国税通則法第十九条第三項に規定する修正申告書又は新国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書について適用し、同日前に課稅期間が終了した國稅（課稅期間のない國稅については、同日以前にその納稅義務が成立した当該國稅）に係る第九条の規定による改正前の国税通則法（以下この項において「旧

| | | |
|---|------|--|
| | | 国税通則法」という。) 第十九条第三項に規定する修正申告書又は旧国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。 |
| | 2 | 新国税通則法第六十五条第四項及び第六十六条第一項の規定は、令和六年一月一日以後に法定申告期限(国税に関する法律の規定により当該法定申告期限とみなされる期限を含み、国税通則法第六十一条第一項第二号に規定する還付請求申告書についても同じ)の規定による。 |
| | 3 | (罰則に関する経過措置)この法律(附則第一条各号に掲げる規定においては、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 4 | 新国税通則法第十四条の改正規定及び同法第二十三条第一項の規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| 四 | 五及び六 | 略 |
| 四 | 四 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| 四 | 五 | 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定 |
| 四 | 六 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| 四 | 七 | 第八条中国税通則法第十四条の改正規定及び同法第二十三条第一項の規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| 四 | 八 | 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定 |
| 四 | 九 | 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定 |

| | | |
|---|------|---|
| | イ及びロ | 略 |
| | ハ | 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定 |
| | 二 | 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| | 三 | 新国税通則法第六十六条及び第六十八条の規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| | 四 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 五 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 六 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 七 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 八 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 九 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| 四 | イ | 略 |
| 四 | ロ | 第八条中国税通則法第四十六条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十三条第二項及び第三項の規定 |
| 四 | 一 | この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| 四 | 二 | この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 四 | 三 | 第一次に掲げる規定 令和六年一月一日 |
| 四 | 四 | 第二次に掲げる規定 令和七年一月一日 |
| 四 | 五 | 第三次に掲げる規定 令和六年十月一日 |
| 四 | 六 | ト 第十一条中国税通則法第七十四条の第四項の改正規定 |
| 四 | 七 | イ イ 略 |
| 四 | 八 | ロ 第十一条中国税通則法第三十八条第四項の改正規定及び同法第六十八条の改正規定 |
| 四 | 九 | (国税通則法の一部改正に伴う経過措置)並びに附則第十九条の規定 |

| | | |
|---|------|---|
| | イ及びロ | 略 |
| | ハ | 第八条中国税通則法第十五条第二項の改正規定及び同法第三十四条の改正規定 |
| | 二 | 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| | 三 | 新国税通則法第六十六条及び第六十八条の規定(公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日) |
| | 四 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 五 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 六 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 七 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 八 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| | 九 | 新国税通則法第六十六条第一項第二号に規定する還付請求申告書については、当該申告書を提出した日とする。以下この条において同じ。)が到来する国税について適用し、同年一月一日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日 |
| 四 | イ | 略 |
| 四 | ロ | 第八条中国税通則法第四十六条の二の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六十六条の改正規定、同法第六十八条の改正規定及び同法第七十三条第二項及び第三項の規定 |
| 四 | 一 | この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 |
| 四 | 二 | この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 |
| 四 | 三 | 第一次に掲げる規定 令和六年十月一日 |
| 四 | 四 | 第二次に掲げる規定 令和七年一月一日 |
| 四 | 五 | 第三次に掲げる規定 令和六年一月一日 |
| 四 | 六 | ト 第十一条中国税通則法第七十四条の第四項の改正規定 |
| 四 | 七 | イ イ 略 |
| 四 | 八 | ロ 第十一条中国税通則法第三十八条第四項の改正規定及び同法第六十八条の改正規定 |
| 四 | 九 | (国税通則法の一部改正に伴う経過措置)並びに附則第十九条の規定 |